

第二百二十六回国会

参議院農林水産委員会會議録第七号

(一三六)

平成五年四月十五日(木曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

吉川 芳男君

浦田 勝君

永田 良雄君

菅野 久光君

三上 隆雄君

林 紀子君

委員

青木 幹雄君

大塚清次郎君

鎌田 要人君

佐藤 静雄君

高木 正明君

野間 越君

一井 淳治君

稲村 稔夫君

谷本 義君

村沢 牧君

風間 昶君

星川 保松君

喜屋武眞榮君

国務大臣

田名部匡省君

政府委員

林 暘君

外務省経済局次長

農林水産省農蚕園芸局長

水産庁長官

川合 淳二君

事務局側

説明員

常任委員会専門員

片岡 光君

中村 弘君

折田 義彦君

岸野 博之君

寺脇 研君

牧野 利孝君

東 久雄君

小野田 博君

防衛施設庁施設部施設補償課長

科学技術庁原子力安全課防災環境対策室長

外務省国際連合局原子力課長

文部省初等中等教育局職業教育課長

厚生省生活衛生局食品化学課長

農林水産省経済局国際部長

会計検査院事務総局事務総長官房審議官

本日の会議に付した案件

○沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○稲村稔夫君 先日はこの三法についていろいろと参考人の皆さんから貴重な御意見を聞いたわけですが、それなりに、そのことも踏まえながらきょうは御質問申し上げたいというふうに思っております。

しかし、法案の審議、内容に入りますに先立って、政府の水産業に対する基本的な考え方というのを伺っておきたいと思うわけであります。

今、世界は二百海里時代を迎えているという形になっておりまして、二百海里の中でその国の漁業を何とか振興していかなければならないという課題がそれぞれの国にあると思うわけであります。我が国の場合は特に遠洋、あるいは南水洋とか北水洋とかいろいろ遠くへ出ていって、非常に大きな活動範囲を持っていたというものでありますだけに、これが二百海里の時代に縮小されてくることで非常に多くの困難と問題点を抱えるということになりました。

そういう中で、今日のこの二百海里時代というのにどう我が国の漁業は対処したらいいんだろうか。これは、今後将来にわたって我が国の水産業、漁業というもののあり方がある程度イメージをつくり上げていかねばならない、こんなふうにいるわけでありまして、二百海里時代を迎えてという言葉はよく使われますけれども、どうもいま一つそのイメージがはっきりとつかめない、こういう感じがするわけであります。

そこで、二百海里時代になったからということよく使われます言葉に資源管理型の漁業というように言われるわけでありまして、この資源管理型の漁業というのは、よくわかるようでわからないという部分が結構あるわけでありまして、まず、この資源管理型漁業というのはどういうものを考えておられるのか、そしてそれは我が国の

の今後の水産業の危機にとつてどれだけの普遍性を持っているのか、普遍化できるものを持っているのか、まずその辺のところをお考えを聞いておきたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 私ども資源管理型漁業というふうに言っておりますイメージの根底にありますものは、水産業あるいは漁業は資源、これは天然資源を中心とするものでございまして、適正な管理のもとに適正な漁獲を続けていけば永続的にその生産が続けられるという、そういう資源であるということでございます。こうした考え方に立てば、この考え方は何も新しいものではないと思います。非常に歴史の古い我が国の漁業の昔からある考え方であるわけでございまして、この考え方を今日のさらに発展させていくことが漁業を持続し、かつ発展する上に非常に大事だということだろうと思っております。

それは、端的に申しますれば、とり過ぎないこと、あるいは一定の規制のもとに漁業を続けていくことによって漁業を統制するというところでございまして、それに加えて今日の例えれば価格差がかなりあるというようなことを考えますと、生産の現場でもその間の価格差と申しますか、いわゆる付加価値だろうと思いますが、そういうものを生産現場でも適当なシェアで分かち合うということが必要ではないか。したがって、コントロールをしながら漁獲することとともに、その漁獲物の付加価値を生産現場でも獲得できるということ、なことを追求していくべきではないかということ、これが考え方だろうと思っております。

それに加えて、最近のいろいろな技術の向上に伴いまして、つくり育てるようになっております種の育成とか放流というようなものもそれに加えながら、そうした形で、従来の全く自然に任せた

いう形だけではなく、ある種のコントロールのもとでの漁業をつくっていくという考え方をどうと考えておられます。

したがって、そういう意味では漁業一般に通ずる普遍的な考え方ということが言えるのではないかと。特に、先ほど先生がおっしゃいました二百海里が定着し、我が国周辺水域に何となく力を入れていかなければいけないという状況のもとで、改めてこうした考え方を進めていくことは非常に重要ではないかというふうに考えているところでございます。

○稲村稔夫君 確かに抽象的に、理屈の上ではわからぬわけじゃないんですけども、しかし、それが現実の問題と重ね合わせていったときにそのイメージがよくわからぬということを私は申し上げるんです。

というのは、問題点は幾つもありますけれども、その中の幾つかを拾って見ますと、例えば資源管理でとり過ぎないようにするという原則はわかりました。しかし、現実の問題としては魚があれは一生懸命とらなきゃ食っていけない、そういう漁民の立場もありますから、それは一生懸命とらざるを得ない、そういう側面もあるでしょう。

それから、例えばサケ・マスのようにある程度生態がわかっていて、それでどこをどうしたらいいかというのがある程度見当がつくという、そういうものもあります。しかし、わからないものも随分あるわけですね。そのわからないものについてどこまで管理できる、コントロールできるのか。

日本のウナギだって、ついこの間やっとその産卵場所の位置がここらしいというのがわかってきた。この面では決して我が国がおくれているとか何とかということでは申し上げるんじゃない、難しさというのがあったというところは承知の上ですけれども、例えばヨーロッパのウナギはかなり早くからある程度の生態がわかってきた。ところが我が国の場合はわからなかったわけでしょう。わからないものというのはいっぱいあるわけ

です。魚種の数が少ない日本海の魚でさえまだ生態がわかっていないものも結構あるわけでありまして、そうすると、それをコントロールするといったって、実際どうやってコントロールするんですか。せいぜいある程度抑えていきましようというところしかできないでしょう。そのものを抑えていきましようといったって、さっき申し上げたように、今度は生活とかかわりということを考えていったらなかなかコントロールというのが難しい側面もあるんじゃないでしょうか。

こんなふうに見てまいりますと、具体的な資源管理型の漁業、その具体的なイメージというのがどうもまだいま一つわからぬ。これは農業あたりだともうかなり、養成できるかどうかは別ですよ、だが、何ヘクタール以上の農家を中核にして、どれほどの程度生産をしてというようなことはある程度計画は立ちます。しかし、実際はなかなか漁業というのは計画が立たないんです。これは言ってみれば、その次に私が問題意識として持っている栽培ということとかなかなかうまく技術的に結びついていない、そういう面もあるだろうと思うんです。

これが本場に我が国の漁業の中に、全般的に普遍化した資源管理型で普遍化することができたらどうか、その辺は自信をお持ちになっていますか。

○政府委員(川合淳二君) 今御指摘のように、漁業はその地域によりまして対象としている魚種も違いますが、漁法も違いますが、非常にその辺はさまざまであるわけでございます。それに加えて、今先生さまでお触れになりました知見と申しますか技術と申しますか、そういうものもかなり格差があるわけでございます。そういう意味では、その地域で一つの資源管理型と言っている漁業がある意味でかなりの熟度があるとしても、他の地域でそれがそのまま適用できるかというところは非常に難しいと思います。

したがって、そういう意味では、資源管理

型と言っております漁業の、成熟度合いと言うとちょっと適当かどうかわかりませんが、それは地域によって非常に違っているし、かなり歴史的にも長い間こういう形で試みているところもありまして、最近、例えばある魚種の体長のこれ以下のものはとらないというふうな、ある面で非常にわかりやすいルールを決めまして、そういうところから取り組んでいるというふうな地域もあるわけでございます。

したがって、確かに普遍的な考え方ではありますけれども、その取り組み方なりルールのつくり方というのはやはり精粗まだある段階だろうと思えます。それは一方で技術開発の問題もあるわけでございますので、そこは国なり県なりが担っていくなければいけない部分というものもかなりまだあるというふうに私も考えているところでございます。

○稲村稔夫君 水産業という全体像から見えてきますと、大幅に収縮しなきゃならなかった。この大幅に収縮しなきゃならなかったというところの中で、収縮された中でどういう形のものが我が国の漁業の主流として定着をしていくのか、この辺のところが今の問題とかなり密接に絡んでくる。

そして、そのそれぞれの地域とか条件でもって違いがあるというところでお話しになればなるほど、そうするとその辺が全体のイメージとしてはどういうふうな描きたいのか、こういう疑問にまたなっていくわけです。この辺のところは、水産庁も非常に難しい問題かもしれないけれども、収縮せざるを得なくてこうなってきたら、それだけに我が国の二百海里時代の漁業というもののイメージがだれにでもわかるようなものをつくり上げていくというその努力をしていただかなきゃならぬというふうに思っています。

それで、さらにそのイメージがもうひとつわからない理由の一つに、栽培漁業という言葉との問題、かわりがあるんです。栽培漁業というものは、果たして栽培という言葉が当たるのかどう

か。大きな魚ですと、むしろ牧畜みたいなもので放牧みたいな感覚で受け取らなきゃならぬかもしれません。あるいは貝類であるとか海藻類であるとか、これは栽培というところでどうも大抵常識的なイメージ的にはこれで重なり合っています。しかし、現実の問題として栽培漁業というのがこれまたなかなか簡単に一般化することは難しいんじゃないでしょうかという感じがするんですね。

例えば、大衆魚で栽培漁業というのは成り立つでしょうか。まずその辺のところから伺います。

○政府委員(川合淳二君) 栽培漁業という言葉自体は、恐らく無主物先占といいますが、天然にあるものを採取して育てるという漁業、私は昔から単純に漁業がそういうものであったとは思いませんけれども、例えば農業などと比較するとそういう要素が強いということで、そういう漁業ではない漁業、あるいは農業のように種をまいて栽培して収穫物を得るということに近いような漁業をやろうということではこういう言葉ができたんだろうと思っております。

したがって、この栽培漁業というのは、対象となります種類にもよっていろいろな形がありますし、畑に種をまくというふうなことも違いますが、非常に難しいところがございますが、大衆魚ということでとらえてみますと、この栽培漁業は種をまいてからコストがかかりますので、それに見合っている程度の漁獲金額が得られるようなものでなければいけないということだろうと思っておりますので、例えばイワシとかそういう大衆魚についてこの栽培漁業というのはなかなか成り立ちにくいということは率直に言えるんじゃないかと思っております。

○稲村稔夫君 そうでしょう。そうすると、栽培漁業を進めて高級魚をやる。大体高級魚のえさというものの大方は大衆魚なんです。栽培漁業を盛んにしていけば、それだけまた大衆魚の需要が、我々人間の直接口に入るんじゃないかとそっちの方へ流れていく。我々も食べます。そうする

と、結局さっきの管理型のところへまた戻って
いっちゃうんですけれども、栽培をするためには
えさが必要で、えさでたくさんとるようになります。
それにさらに人間も食べなきゃなりません。
そうすると、漁獲高としてはかなりのものを
押さえないと、えさというところに必然的にしてし
まうでしょう。

そうすると、何か管理型漁業というのと栽培漁
業というのは矛盾をするところが出てきません
か。その辺の調整はどういうふうにしてやってい
きますか。

○政府委員(川合淳二君) いわゆる栽培漁業と申
しますか、沿岸漁業と沖合漁業という区別が一つ
ございまして、これもちょっと大胆に分ければと
いうことでございまして、沖合漁業がある意味で
は先生御指摘の大量魚と言われるものを比較的多
量的にとる漁法あるいは漁業形態になっているわ
けでございまして、こうした部分と、沿岸で最近で
は栽培漁業などを中心として営まれる漁業とはお
のずから違ってくるだろうと思っております。

しかし、海はつながっておりますので、沖合漁
業と言われるところでも一つのルールをつくり、
これは昔からルールができておりますけれども、
それなりのルールのもとで、コントロールの度合
いはややいろいろあると思いますが、コントロー
ルされた漁業をやっていくという意味では同じよ
うなところがあると思います。しかし、多量的に
とる漁業という意味では、例えば栽培漁業に携
わっている沿岸漁業とは異なる面があることは当
然だと思っております。

○稲村稔夫君 こども議論していると結構時間
食っちゃうんですが、要するに今のお話でいけ
ば、それぞれ違いがあるんだからそれなりにある
程度のコントロールをやっていくべき何か調整が
できていくわいと、端的な言い方をすればそうい
うお話だというふうに思っています。

ところが、大量魚なんかの場合、例えばイワシ
ならイワシでもとれる時期ととれない時期とがあ
る。とれない時期になればかなり根こそぎ一生懸

命とらなければならぬというふうなことだっ
てありますし、栽培に適するえさになる大量魚の種
類を変えたときにはうまくいくのかいかないのか
とか、いろいろな問題が絡んでくる。

私は、その辺のところはかなり技術的にもまだ
まだ未完成的あるいは知見としても極めてまだ不足
をしており、そんなふうに思っています。この辺の
ところはかなり集中的に研究もし努力をしていた
だかなければ、さっきのイメージとしてはできて
こないんです、イメージが、ということになら
うと思っております、その辺は特に要望しておき
たいと思います。

ただ、今のお話を伺っている範囲の中でもまた
さらにもう一つ疑問が出てくるのは、じゃ、そう
いう中で一体これから先どういう漁民、漁家を水
産庁は育てようとしているのか。それはきょう審
議をする法案とかかわりをかなり持っているわ
けでありますけれども、どんな経営形態の漁民が
望ましいかと思っております。どういった経営形
態でどういう規模のもの、どの程度の所得を標準
的な漁民には得られるようにしたいというふう
に考えておられるのか、その辺のところを。

○政府委員(川合淳二君) 今の点は非常に難しい
問題だと思っております。漁業の生産形態の面か
ら申しまして、今もいろいろ御議論がございま
したように、漁船漁業あるいは定置網の漁業ある
いは養殖業などいろいろございまして、それから
地域によつて、あるいは沿岸、沖合によりまして
対象となる魚種もいろいろであるわけですね。しか
も、その地域におきまして漁業に携わっている経
営体と申しますか、漁家を含めた経営体の数もい
ろいろございまして、昨今では担い手などにつ
きましているいろいろな状況があるわけございま
す。

したがって、どうも農業のように、農業で
も地域によつていろいろ実情があることはそのと
おりでございましてけれども、経営形態とか規模と
いうものを一律に示すということはなかなか難し
いと思っております。しかも、漁業だけで成り立つかど

うかということについても、その地域によつてい
ろいろ、いわゆる昔からある半農半漁というよう
な形態もあるわけでございますので、そこは一つ
の目標というところで立てることは非常に難しいと
いうふうに私も考えております。

いろいろな試算なりはやっておりますけれど
も、少しでも他産業の所得に比肩するようなどこ
ろを各地域で追求していくということ、一口で言
うとそういうことでしか私どもまだ表現できない
というところでございまして、いずれにしてもその
場合においても、今御議論いただきましたような
資源管理型あるいは栽培漁業、つくり育てる漁業
ということをやにせざるを得ないというふうな考
えていこうとございまして。

○稲村稔夫君 いや、長官、難しいことはわか
らないわけじゃないけれども、しかし、例えば経営
形態が何万種類もあるというわけじゃないんです
よ、何万種類もの経営形態があるというわけじゃ
ないんですよ。そして、今の栽培漁業とか資源
管理型漁業とかという、ある程度のコントロール
をした業態にしていくという、そういうことと
絡んでくれば、当然そこではどのような標準的な
漁家を育てていくかという、そういう言ってみ
れば一つの目標値というふうなもの、それぞれ
数の多い種類に分けるんだから大変になるだろう
けれども、それぞれの業態あるいは条件に適合し
た対応策というのを考えていく、その方向へ誘
導していくという、そういう御努力がなければ、
何のための資源管理ですか、何のためのあれで
かということになってしまいます。

言ってみれば、漁家、漁民というのを忘れた形
のそういう産業対策であつてはならないんです。
そんなふうに思うものですから、その点は、今は
それがなかなか難しいというところであればこれ以
上聞かせませんけれども、しかし、例えば農業だつ
て、長官も結構農政畑も長かったわけですから様
子は御承知のとおりですよ。山間地もあり、山
間地だつて幾つもの種類があり、立地条件によつ
ての違い、作目によつての違い、ただそれが数が

もっと多いということには間違いありませんけ
れども、そういう類型を考えながらの今後の計画と
いうのは鋭意検討して、いつてもらわなきゃなら
ぬ、それで方向性を出して、いつてもらわなきゃ
ならぬ、そんなふうに思っています。

ということ、なぜそんなことをまた私が聞い
たかといえ、よくわかりませんという形の中
で、そうすると農漁村の活性化といたって活性
化のイメージなんて聞いてこないじゃないです
か。そうでしょう。どういふあれがいいのかとい
うのが、漁家がどういふものが育てられていく
かという目標がなかったら、活性化なんてい
つたって、それは漁家としてあるいは漁村として活
性化していくのか、それとも勤労者として労働力
の供出を中心にして活性化していくのか、という
ようなことだつてわからないということになりま
す。その辺のところのイメージとつながって、
イメージがわからぬと、こういうことにもなつて
くるわけでありまして。

これは当然水産庁の御指導ですから、漁村地域
として活性化しようというふうな考えでおられる
んだらうと思えますけれども、ここはもう時間の
関係もありますから、私は自分の意見だけを申し
上げて、御答弁はいただかなくても結構ですが、
今の漁家として、漁業として漁村の活性化への道
がどういふふうにしてとられていくのか、さっき
も言つたように、この辺のところは一定のこうい
う漁民を育てていくというものがなかったらう
まくいかなんじやないですか。その辺をしっかりと
踏まえていただきたい、こんなふうにお願
い申し上げておきます。

次に、そういうことを心配をしておりますや
きに、ロシアで旧ソ連の海軍の原子力潜水艦を沈
めたとか核物質の海洋投棄をやったとか日本海へ
の投棄をやっているというふうなことが新聞に報
ぜられて、私ももちろん驚いたわけでありまして。
そこで、まずロシアの核物質の海洋投棄につ
いて、政府の方はその経過をどのように把握して
おられるのか。そして、それに対してどういふ対応

をしてこられたのか。これは外交ベースでまず伺っておきたいと思います。

○説明員(岸野博之君) お答え申し上げます。

海洋投棄の概要やこれまでの経緯につきまして、今日の二日、この調査に当たってまいりましたロシアの政府委員会が白書という形で概要を公表しております。

これには四つほどのポイントがございます。まず第一に、ロシアは一九五九年から九二年までバレンツ海等北方海域のみならず日本海やオホーツク海、さらには太平洋公海で海洋投棄を行ってきた。極東海域におきましては、総放射線量で一万二千三百キュリーの液体廃棄物、それから六千二百キュリーの固体放射性廃棄物が投棄されております。

二番目に、極東海域で核燃料を抜いた原子炉及びその構成物三基が投棄されております。ただし、これら原子炉等の放射線レベルは正確には把握されておられません。したがって、白書に盛り込まれているデータについては将来再確認の必要があるということでございます。

三番目は、旧ソ連時代に策定され、適用されてきた法規はロンドン条約等国際条約に矛盾しているということでございます。

四番目は、沿岸貯蔵施設それから処理施設等が整備されていない現状では、即時に海洋投棄を停止できる状況にはないということでございます。白書の内容については現在さらに分析を進めているところでございます。

これに対して政府のとってきた対応でございますが、これは海洋環境の保全あるいは原子力安全といった観点から極めて遺憾なケースであるというふうに認識しております。それから、これら海洋投棄を規制しておりますロンドン条約上も問題があるというふうに考えております。したがって、昨年の十二月三十日にこの白書の中間報告が出たわけでございますが、その後直ちにロシア政府に対してこのような投棄を即時に停止するよう、それから実態の詳細な資料を提出するよう申

し入れてきたわけでございます。

さらに、今日の二日には、在モスクワの枝村大使からコズイレフ外務大臣に対し同じような申し入れを行ってきております。それから、さらに本日午後、日ロ外相会談が予定されているわけでございますが、そこでも改めて日本側の懸念を直接伝達し、重ねて投棄の即時停止を申し入れる予定でございます。

なお、我々は投棄の停止を何度も申し入れていくわけでございますが、他方で陸上の処理施設や貯蔵施設が整備されていないという状況もあるわけでございます。したがって、このような面でもどのような協力ができるかということについてもあわせて検討しているところでございます。

○稲村稔夫君 これは非常に重大な問題であります。あなたが今答えたように、まさにロンドン条約違反でもある、それに抵触をするというようなことになるんだらうと思うんですね。

それで、ただ、今ちょっとお答えの中に、陸上の施設が十分でないということの中で、これからその建設のために援助をしていくことはわかりますけれども、海洋投棄がとめられない事情にあるということも日本政府の方も理解しているということなんですか。これをロシアの側はまたしばらくは続けなきゃならぬといったような乱暴な言い方をしていたと新聞に報ぜられておりますけれども、もしこの投棄を続けなきゃならぬな

んというふうなことを、もしそうだとすると対応であれば我々もとも認めるわけにいかぬというのが普通だと思ふんですけれども、その辺はどうですか。

○説明員(岸野博之君) 先生のおっしゃるとおり我々としては即時に停止するよう重ねて申し入れていくところでございます。したがって、現状では続けざるを得ないと言っているロシア側の見解を認めているわけではございません。

ただ、実問題としてそういう状況にあるというのを念頭に置いた上で、どうすれば海洋投棄の停止に持ち込めるかといった側面からも同時に

検討をしているということでございます。

○稲村稔夫君 いや、とにかく捨てているんですから、これからはまだ捨てるといふんであれば、とにかくとめてもらわなきゃならぬわけでしょう。相手が言っていることはわかりますというものはその後の話ですよ。とにかくやめてもらわなきゃならぬ。

やめてもらわなきゃならぬということに對して、今のようなお答えを聞いていると、何か日本政府の方も少し、事情もわかるけれどもまあやめてくんなさいやみたいな言い方なのかなという、そんなふうな受け取るんですけれどもね。そんなのじゃとてもじゃないけれどもとまらないでしょう。まさに強力な要求をしていかなければならないわけですね、即座にやめてもらうためには。どうなんですか。

○説明員(岸野博之君) 先生のおっしゃるとおり非常に強いトーンでロシア側に対しては海洋投棄を即時停止するように繰り返し申し入れてきております。これは今回の外相会談においてもロシア側に強く申し入れる予定でございます。

○稲村稔夫君 相手だってそう簡単に一筋縄でいくようなわけじゃないでしょう。そうすれば、相手が引く込むような条件をつくらなきゃならぬじゃないですか。もうとにかく一日も早く、今外相会談とか何とかと言っておられたけれども、国際的な世論でも直ちにやめさせるといふところへ追い込んでいくというその努力というのはどの程度やっておられるんですか。

○説明員(岸野博之君) 先生が今おっしゃられたように、国際世論を動かすというのは大事なポイントだと考えております。

今東京で行われておりますG7の合同閣僚会議に向けて準備会合が先週ワシントンで行われたわけでございますが、そういう場においても我が方から問題提起を行い、ほかのG7諸国の支持を得るような形でこの問題を提起していくということの問題提起を行ってきております。

かとをいっているよりもっと歯がゆい感じがするんですよ。というのは、例えばそれじゃすぐにも周辺国の専門家が集まって相談しようとか、いろんな形で対応というのはしなきゃならぬ。それが何かもうまだるっこしくてしょうがないという感じが私でもあるんです。

なぜかといったら、これから水産庁にも聞きまされども、これが報ぜられた、皆さんも御承知のあの地図です。地図を示すウラジオのこのところで投棄されているんです。サハリンのここ、カムチャツカのここというところと比べてやられているわけでしょう。我が国にとってはこれは大変な問題ですよ。特に漁民にとってはこれは大変なことですよ。

ということなんです。それから、それこそ自分の国で起こっていることだと思つて対応しなきゃならぬ問題だと思ふんですよ。それだけにぜひ、外務大臣がかわられたならかわられただけにスピードを速くやってくださいということをお願いを申し上げておきます。

それで、科学技術庁に伺いますが、私が科学技術庁からいただいた資料というのを見ると、ロシア政府発表の白書の一部程度のものしかお持ちになつていないようなんですけれども、この範囲の中でも非常に科学技術庁の今後に対する対応というものについていろんなことが出てくるんじゃないだろうかというふうに思ふんですね。特に放射能の影響については、この辺はどの程度検討されて、どういう対策を立てておられるか。

○説明員(折田義彦君) お答えいたします。先般、旧ソ連、ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄についてロシア政府が調査結果を白書として取りまとめ公表したことを受けまして、科学技術庁としても関係省庁と協力しつつその白書の分析を鋭意行っているところでございます。

他方、我が国におきましては、一九五九年より海上保安庁等におきまして海洋環境の放射能調査を実施してきておりますが、本件に起因する特徴の異常は認められておりません。

しかしながら、本件に関する国民の皆様の御関心が高いことにもかんがみ、これまで政府の放射能対策本部幹事会を二度にわたって開催いたしました。その結果、近日中午に日本海に海上保安庁、気象庁、水産庁、科学技術庁放射線医学総合研究所により海洋環境の放射能調査を実施すること等を決定したところでございます。

今後とも、関係省庁と連携をとりつつ本件に対して迅速かつ的確に対応してまいりる所存でございます。

○稲村稔夫君 調査をされるということは大いに一日も早くお願いしたいんですけども、どの辺までという程度の調査をされるんですか。本件について今のところ異常はありません。でも、液体の放射性物質は廃棄しているんですよ。それが発見できないというだけじゃないんですか。まだ実際には放射能は海には流れている、流れているけれどもそれがまだ捕捉できていない、ただそれだけのことじゃないんですか。綿密にやれば捕捉できているかもしれない、そういう側面もあるんじゃないですか。

○説明員(折田義彦君) 近日中に行います調査につきましても概要を申し上げます。

海上保安庁では海上保安庁の水路部の測量船「昭洋」を用いて四月十八日から調査を開始するといふふうに聞いております。また、気象庁は五月上旬から、水産庁、これは私がお答えすることではないかもしれませんが、調査船を用いて四月十八日から調査をされるというふうに聞いております。放医研でも海洋科学技術センター所属の海洋調査船を用いて五月上旬より調査を実施するといふことでございます。

以上でございます。

○稲村稔夫君 それは海の底も調べるんですか。

○説明員(折田義彦君) 海底土の調査も対象としておるといふふうに聞いております。

○稲村稔夫君 海底土の調査というのは、これは非常に大事なことであります。特に、植物というのは海底から生えているということになるわけ

ありますが、その植物等に放射能が蓄積をされているということになれば、生物連鎖、生物のラウンディングというんですか、もとへんだんと戻っていく、馬蹄形状に生物から生物へというふうに放射能が移っていく過程の中でさらに濃縮等の問題も出てくるわけでありまして、非常に重大な影響を及ぼすということになると思っております。その辺は特に綿密に調査をしていただきたいといふふうに思います。

そこで、原子力潜水艦の原子炉が海底に沈んだときに腐食が起ころたりしたときに、仮に核燃料が抜いてあるとしてどの程度の放射能が海に出るというふうにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○説明員(折田義彦君) 海洋投棄された放射性廃棄物が海中に流出する等の可能性については否定することはできないわけですが、放射性廃棄物につきましても放射能の減衰ということも考えられます。

いずれにいたしましても、今般の旧ソ連、ロシアの放射性廃棄物について具体的に放射性物質が流出するかどうか等についてはロシア側の白書を分析しているところでございますが、放射性廃棄物が投棄された状態等不明な点があるため、現在では明確にお答えすることは困難な状況でございます。

○稲村稔夫君 そんなことを聞いてるんじゃないんですよ。今般が沈められているんですよ、原子力潜水艦が。沈められていたら、それは当然核燃料が抜いてあったとしても、原子炉が沈められているんですから、そうすれば放射能というのは海中に出てくるというところは当然考えられる。だから、いろいろな形のものを想定して計算もしていかなきゃならないでしょうが、少なくとも原子炉が沈められたというところで、それに対してのいろいろな角度からの放射能の量についての計算などというものはされるのが当たり前だと私は思うんですけれども、その辺はどうですか。

○説明員(折田義彦君) 本件につきましては、投棄の実態や海洋環境放射能調査の結果も踏まえ

して、専門家からの意見も徴しつつ当該投棄に係る環境への影響について判断した上必要な対策を講じていくこととしております。

○稲村稔夫君 いろいろな計算をしてみているかと聞いています。いろんなことを想定して計算をしてみているかと聞いています。日本国内の原子炉のときにもいろいろな事故のことを想定していろいろな計算をして、どんな被害が起ころうというのをみんなやってみているでしょう。そういうことも計算をしてみたいかなかったですら、対策というのはみんな後追いになっちゃうんじゃないですか。

○説明員(折田義彦君) 先生御指摘の諸点も踏まえまして、専門家からの意見も今後徴しつつ必要な検討、対策を講じていくこととしております。

○稲村稔夫君 もうやっているんですかやっていますか。それじゃ、それを答えてください。

○説明員(折田義彦君) 現在、まず白書の分析ということに重点を置いて各省庁の協力も得つつ検討している状態でございます。

○稲村稔夫君 もう聞くのが嫌になっちゃったみたいな感じになりますけれどもね。これだけ重大な問題なのに、そして具体的にどういうことをやっているのか僕らは知りたいんですよ。これからどういう対策をどういう分析に基づいて立てていくかというのをやっぱり知りたいんですよ。ね。そして、そのためには当然もう既にやっておられるであろうと、そう思われることを僕は今聞いたんですよ。そうしたら、抽象的に専門家の意見を聞いてなんて、じゃ、まだやっていないということなんですか。そういういろいろな想定をしなから、例えば専門家に対して分析をしてくれということも言っていないわけですか。

○説明員(折田義彦君) まず、白書の分析を関係省庁の協力を得て進めておるところでございます。特にロシア側に対して、この白書の疑問点等を今取りまとめ中でございます。情報の提供を求めることとしております。

それから、専門家の意見につきましても今徴しつつあるという状況でございます。ただ、結果につきましてもまだ申し上げられる段階ではございません。

○稲村稔夫君 だから、きょうは本日は政府委員の人に出てもらいたかったんだけど、こっちの法案の審査の方が主力だと思っただけでも、いいと言つて、でもいいなどと言つたらあなたに申しわけないけれども、そういう対応をしたんです。だから、もう本当に、僕らはこれではとてもじゃないけれども心配がさらに増してしまふということになると思っただけです。ところが、もう私の持ち時間は五十六分までだといふんで困っちゃったんですね。

それで、水産庁のことについてもこれはどうしても聞いておかなきゃなりません。先ほども申し上げましたように、これは全部日本の水産資源に直接かわりのある位置です。この投棄されている場所。(地図を示す)これに対して水産庁は、今科学技術庁の話だと、とりあえずの調査ということに参加してやられるようですよ。けれども、これはかなり長い間影響が出るんですよ。ずっと。そうすると、かなり恒久的な調査の対応をしていかなきゃならぬということになります。その対策はどういうふうになっておりますか。

○政府委員(川合淳二君) 先ほどからお話ございましたように、この地域におきましては従来から海水あるいは海底土それから海産生物につきまして放射能調査を実施してきているわけでございます。

今回、先ほど科学技術庁の方からお話がありましたように、この調査を前倒ししまして四月十八日に船を出発させるということにしております。したがって、この結果にもよりまして、今科学技術庁で検討されている検討経過も踏まえまして、私どもは既に継続的にやっておる調査でございますので、そのラインに沿って、場合によってはそれを拡充してやっていくことに対応して

いきなりと思っております。

○稲村稔夫君 今までの調査だけではこれはとても済まないんですよ。というのは、先ほどのように今度は海底土の調査もあれですし、それから海藻類の調査、微生物、そういうものについての調査などもこれは積み重ねていきたいと思います。それがまた魚介類の体内で濃縮をされるということにもなる可能性を持っていますし、これ発見してからでは遅いんです。正直なこと言って、発見というのは、魚にかなりのものが発見されましたということでは遅いんです。ということは、もしその魚は廃棄ということになったら、それこそ漁民に対する生活の問題にもかかってきますし、その前にやっぱり対策というのは常に立てていなきゃならぬということになると思います。これはかなり金もかかると思うんですよ。

この体制というのはどの程度考えておられますか。

○政府委員(川合淳二君) 今後の科学技術庁を中心とした検討委員会の検討を踏まえることになろうかと思いますが、私も、今先生がおっしゃいましたように、一番怖いのはいわゆる風評被害でございます。したがって、そういうことも十分考慮に入れながら即時対応できるようにしていきたいと思っております。

そういうこともありまして、今回、前倒しの船を十八日から出したいと思っておりますのでございませう。

○稲村稔夫君 時間の関係がありますから、ここで法案審査をやるつもりが法案審査にならなくなっちゃってちょっと頭が痛いんですけれども、ここで大臣に伺いたいんです。

今のほかの二つの省庁の話も聞いていても非常にまなぬ感じがいたします。水産庁はそれなりに一生懸命考えておられるんでしょうけれども、しかし、私は今の体制でいったらなかなか簡単に今後の問題としては解決できない問題が残っていくんじゃないですか。特に、かなり膨大な経費がかかりますよ、これからきちんと調査し

ていこうと思つたら。ということにもなりますが、これは大臣、日本政府をそのところへ集中的に動かすというぐらい、そのための御努力をさせていただかなきゃならない。

私のところも新潟ですから、ついこの目と鼻の先です。地図を示す。それこそ新潟だけのことでない、日本海で魚をとる、あるいは北洋から魚をあれする、さらに合併事業ということで、ロシアの企業と合併して日本から船を持って行って、ロシアの旗を立ててとってくるのはこの海域でとってくるものも随分あるんですよ。それで、それが輸入されるんですから、これはもう本当に大変なことなんです。

だから、大臣は、日本の国内でもあれですし、同時にまたロシアのそれこそ漁業担当者何かを通じて直接積極的に働きかけていくというぐらいの姿勢が必要なんだと思いますが、その辺はどのように考えていますか。

○国務大臣(田名部匡吉君) ちょうどあの報道がなされた日が閣議の日でございまして、これを私から議題にさせていただきまして、総理と外務大臣に、今度来ております外相、コズイレフにこのことはきちっと申し入れをしてください。それはただ単に日本だけの問題ではなくて、関係国全部あるわけなんです。韓国もあれば中国もあれば、そういうところと一体どうするか。領海内の調査というところはなかなか難しいだろうと思う、しかしそれをしなければ実際の把握というのはなかなか難しいと私は思う。

これは運輸省が、旧ソ連の原子力潜水艦がひっそりなして日本海、まあ日本全土がそうですが、そういうことで調査をすつとやっているわけなんです。その結果、随分この調査の結果ではここすつと下がつてきておりまして、発表される前に捨ててあるわけですから、この授業の後どうかということも含めて調査をしてもらったわけでありまして、そういうことでデータを運輸大臣から見せてもらいまして、その限りにおいてはもう随分少ないというところがわかったわけですが、しかしながら

私どもの心配は、長官が言ったように風評による被害というものが一番怖いんです。そのためには調査を徹底してやる、できれば向こうの領海の中でやっていただくようにしてほしい。それから測定についても、将来一体どうなるかということもある。で、継続的にこれはやってほしいということ等、申し入れをぜひやってくれということでお話をいたしました。

何といつても、何をどのぐらいやったかというのはもう全く皆目つかめないということでは対策も考え方も出てこないものですから、一方では事実の確認をしっかりとやるということとあわせて、もう今それぞれが調査はどういうことでやるかというこの発表はあったようでありまして、そういうことをお願いしたい。

それから、この先も捨てるという大変な話をするか、これについても、これはどういふことか関係国でそれを引き受けてやるか、いろいろやり方はあると思うんです。ですから、そういうことも含めてとにかく詰めてくださいというふうに私からもお願いをいたしておるところであります。今後、関係省庁連絡をとって、そしてこれは徹底してやるということでも私どもも考えております。

事件が起きたばかりで、対応がなまぬいということはそのとおりだと思っておりますが、何分にも大変な仕事でありますので、いづれにしても徹底したことをやっていきたい、こう考えております。

○稲村稔夫君 もう時間が来ましたが、もうしようがありませんから、法案の内容については私もこうやってみんな準備してきたんですけれども、結局全部棒に振りました。次の方に回さなければならぬということになりました。

しかし、それだけにこういう問題は本当に深刻なわけでありまして、これから先何かやったらまたこんなようにして法案の審査のときに全部このことに時間をとられてしまうんじゃない

ことが起こりませんように、そのためには大臣も先頭になって一生懸命頑張ってくださるという今お話がありましたから、もう少し私に言わせていただければ、なまぬるかたたら座り込んで、横になつても頑張つていただくということにならないと、まさに個々の命にかかわる、生活にかかわるというものなわけですから、その辺はぜひお願いをしたいと思っております。

いづれにしても、政府の今の対応は、大臣も認められているように大変だまなぬい。この辺のところについてはかなり大きな不安と怒りというものを持っておりますので、その辺は各省庁とも一層きちんとした対応を促進していただけるように心からお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○菅野久光君 今、稲村委員の方から、水産関係三法の法案の中身の審議に入る、まあ若干入りましたけれども、大部分ができないような状況というところであります。私も非常に残念なんです。が、初めにちょっと、外務省からも来ていただきましたので、貴重な時間の一部を割いてぜひただしておかきやならぬというふうに思っております。

それは、大臣が武藤大臣にかかりまして、「武藤外相は十一日、「コメだけなら守れるが、それ以外の農産物も守れというなら難しい」と語った。これに関連し、外務省首脳は十二日、「コメ以外で譲歩できるか考えなければならぬ」と述べており、「というふうな報道がされておりますが、外務省当局として、こういうようなことが省の正式な考え方としてあるのかどうか、その辺のところの基本的な考え方をまず述べていただきたいと思っております。

○政府委員(林陽君) 十一日に武藤外務大臣が発言された内容につきましては、大臣は、我が国にとつて米が有しております格別の重要性について述べますとともに、農業交渉において我が国を取り巻く困難な状況について言及されたものでございまして、特定の産品で譲歩するというような発

言をしたものではございません。そういうふうには、我々は承知しております。我々としては、従来の方針にいさかきも変更を加えるということをしておりません。

○菅野久光君 次の日には、きのうの「日本農業新聞」によれば、――武蔵大臣は実は前にも問題がありましたね、あの人が通産大臣のときですよ。それで、私はあの人が外務大臣になったんで、これはえらいことになったと思っておったやさき、米一粒たりとも輸入できないなんていうそんなことじゃもう何もできないみたいな話をしましたね。

日本の国が米一粒も輸入していないなんていう認識自体が大体間違っているんですよ。冗談じゃないですよ。沖縄の泡盛で五万トンのタイ米が入っていることを、そんなことを知らないわけは私はないと思う。それから米粉の調製品、そういうものも含めていけば十万吨以上は入っていると思うんですよ。それを、まだ外務大臣になってからもそういうことを言っている。とんでもない話です。

通産大臣のときに四種通商会議に国会開会中に出席するということ、そして最初に出たときに米の自由化の問題について発言したわけですね。それが報道されたんです。それで、また別なところで四種通商会議をやるといって、実は当時、私は議連の理事をやっておりましたが、大臣は国会の開会中に外国へ出すというの、これは国会開会中でも国益を守るためにやむを得ないということとで出すが、当時の武蔵通産大臣が行って、また米の自由化はやむを得ないとか受けざるを得ないというふうな発言をされるんでは、これは私もどもとして四種通商会議に出すわけにはいかぬ、そういうことを言いました。それで、議連委員長が官邸に出かけて、そういう発言はしないという約束でこれは出した経過もあります。それから、この委員会でも委員長が官邸に行き、そんな話はないという約束を約束して出かけたという、そういう経過もある大臣なんですよ。ですから、私

は非常に心配をしておりました。

それで、この発言にかかわって、田名部大臣が真意をただしたと。それに對して外務大臣は、「従来通り国会決議の趣旨を踏まえていかなければならないが、米だけなのか、新ラウンドをまとめる上で、農家など農林関係者の意見を聞いて対処したい」と、一応そういうふうな言ったというんですが、大臣、この点については間違いないでしょうか。

私が一番心配するのは、米の自由化反対というのは、米は象徴的なんですね。これに乳製品、でん粉、雑豆など、ですからこのごろの地域の集会は全部米などの自由化反対というところを訴えているんですよ。外務省当局は、米以外の乳製品だとか雑豆、でん粉、こういってようなものを犠牲にして米だけを守ればよいという考えを持っているんじゃないか、特に外務大臣はそうじゃないかと私は思うんですが、この辺のところについて、先ほど言いましたけれども、外務大臣に田名部大臣が確かめた、そのことについて間違いないかどうか、お伺いしたいと思っています。

○田名部大臣(田名部匡吉君) テレビで何かそういう発言をしたということを聞きまして、これも閣議の始まる前でありましたが、一体どういうことを言われたんですかという話で、米についていいますか、そういう今お話しのような変更するんだという話ではなくて、何とか国会決議を守りたい、守るためには何でもかんでもだめということではできぬだろうと思つて発言をしたんであって、決して国会決議を尊重しないというのではないと。そういうことであれば、誤解を受けるような発言はしないでくださいという話をいたしました。

私は、いろいろ話を聞いて後から考えてみて感じましたが、外務大臣は、従来から私の方で輸入しないと言っているものがいっぱいあるわけですね。どうもその考えがあつたんだということの後で僕は感じたんです。ですから、全部を守れといったってというのはそこにあつたなというこ

とを、私は確認したわけじゃないんです、感じたんです、言っている話から。ですから、全部守ることは難しいが、例えばコンニャクもだめ、あれもだめと言われているものですか、それともこれだめというものはなかなか面倒だな、ピーナッツもどうだとかいろいろある、そういう発想からああいふ発言をされたなということを私は感じました。

ただ、いずれにしても、そういうことをよく理解されて、今何が問題になっているのかということをしつかり認識して発言すればああいふことはならなかったんだらうと思うんですが、そこは就任早々だったものだから、ああいふことになったんだなと私は思いました。

しかし、いずれにしても、今大事な時期でありますから、そのことについての発言、内容を十分理解した上で今後の交渉に全力で当たってくださというところで、それはもう十分心得た、わかつたというところであります。大体そんなことのやりとりを私はいたしたわけでありました。

○菅野久光君 同じ内閣の大臣ですから、大臣がそういうような外務大臣を弁護するかのようないふ言をされることもやむを得ないかなとは思いますが、過去の経歴がいろいろあるものだから、だからもうとんでもない話だということ、次長よく聞いておいてください。米は全国的にありますけれども、でん粉とか乳製品、雑豆というのは、これは特定の地域で、そのために国土保全だとか環境保全だとか、それから地域を守るさまざまなことをやっているわけなんです。だから、米と同じように乳製品もでん粉も雑豆も大事なんです。それを、どっちかを犠牲にしてどっちかを守ればよいという性格のものではないということだけは、これは省内できつちりやってもらいたというふうな思ふんです。

なかなか大臣に言いづらい部分があるんじゃないかなと思つて、前のときも通産省の官房長を呼んできて、一体どうなっているんだということを言つたんですが、なかなか大臣に言いづらいとこ

ろはあるかもしれませんが、今後こういうようなことがあつたら私は大変なことになるなという思いなものですから、このことは、きょう農林水産委員会でもしつかりそういうような話があつたということは大臣に何らかの方法で伝えてくださいます。大臣の認識が間違っている部分もあると思うんです。

実は、アメリカの米づくりの第一人者でありますカリフォルニアの国府田農場の総支配人の飯岡さんという人が札幌で講演した。その中に、「日本のコメと競合するとされるカリフォルニア米の六年連続の水不足による生産減退、アジア系難民流入などによる米国内の消費増大――などから、米国内への依存に不安を示した」と、これは北海道新聞にそういうふうに出ております。そして、「また、市場開放問題については日本では、コメが最後の貿易障壁という感覚だが、米国内ではさほど関心がない。一番問題にしているのは建設業界の談合だ」と両国の意識のズレを指摘した」と、こういう報道があるわけです。

だから、米問題がさながら貿易の最大の障壁であるかのような認識を外務省が持っているとしたら、これは大きな間違いだということだけははっきり言っておきます。そのことをしつかり外務省としてやってもらうように、大臣にもしつかりそういう認識を持ってもらうように次長約束できませんか。

○政府委員(林陽君) 本委員会の様子につきましては、大臣の方に直接お伝えをいたします。

○菅野久光君 私もしつこい方ですから、本當に伝えたかどうかということの後からまた検証させていただきます。

次に、今度は本論に入っていきますが、今回政府において水産業協同組合法の一部を改正する法律案、漁協合併助成法の一部を改正する法律案、さらに沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案、この三案を提案されておりますが、これはいずれも沿岸漁業の振興に密接にかかわる法律の改正案でありまして、政府が現下の沿岸漁業の

当面する非常に厳しい状況を打開するために出されたと推測をいたしますが、そのような理解でよいのか、法律の改正案を提案された政府の漁業に対する問題意識を簡単に伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(田名部匡省君) 最近、我が国の周辺水域におきましても底魚類を中心に非常に悪化傾向に突はあるわけでありまして。一方で、国際的な規制、そういうものを受けておる。これはますます強まってくると思ひますが、そういう中で、漁業就業者が減少しておりますとかあるいは高齢化でありますとかいうことが進みまして、漁村の活力がだんだん低下しておるといふ状態にあるわけでありまして。

このような状況を考へてみますと、何といつても資源を持続的に高度な利用をしていくということから、先ほども御議論ありましたように、つくろ育ての漁業でありますとか資源管理型の漁業、これをやつていかざるを得ないということ、今八十種類ほどに力を入れて実はやつておるわけでありまして。

そうしたことから、一方では漁港あるいは沿岸漁業の漁場の基盤を整備する、あるいは経営の改善合理化、そして漁協の組織体制の整備、あるいは事業基盤の強化をする、加えて流通、加工、そうしたものの対策を充実していかなければならぬ。もちろん漁村の生活環境ということも後継者のためにも大変大事なことだといふふうに考へております。

いずれにしても、なかなか漁業というのは農業と違ひまして生産が上がつたり上がらなかつたりといふことの繰り返して、魚種によつては非常に難しいときもあるわけでありまして、しかし、今のようには漁船が大型化をして大量に水揚げをするといふことになりまして、どうしても管理をしていただかなきゃいかぬ。小さいものはとつたものでももう一遍放してやるとか、水揚げを見ておるとわかるわけでありまして、その辺に合せて漁業といふものを展開していくんだと。

つくれるものはなるたけつくつくつていく、うんとふえるような環境もつくる。海の煙づくりと我々は言つておるんですが、そういうことをやりながら、何としてもたんにばく資源といふものの確保は日本国民には欠かせないものでありますから、この四海を海に囲まれた日本で海をいかに活用してやるかといふことが大変大事だといふふうに考へております。

○菅野久光君 漁業を振興させるためにこの三法の一部改正を提案した、端的に言えばそのことに尽きるんじゃないかなといふふうに受けとめました。そこで、我が国の漁協が非常に零細である。統計資料によりますと、全国で沿海地区出資漁協は二千八百八組合ありますが、こうした漁協の組合員数、職員数、また出資金や販賣、購買、信用事業などの規模を単純に農協と比較してそれぞれ分野が十分の一にすぎない、そういうことから漁協は非常に零細だといふ零細性が指摘されております。こうしたことから漁協の合併や事業譲渡などが必要であるといふ政府の認識は私も理解できるわけでありまして、しかし、そのためには解決しなければならぬ基本的な多くの問題があるといふふうに思ふんです。

現行の水産業協同組合法が一九四八年に制定されてから今日まで、漁協と漁業をめぐる情勢の変化に応じて過去に十一回ばかりの法改正が行われてまいりました。それにもかかわらず、この漁協の零細性、販賣量の減少、伸び悩み、固定化債権の増大を云々しなければならぬのはなぜなんだろうか。これまでの法改正に間違いがあつたのか、それとも別の要因に基づくものなのか、政府の見解を伺いたいといふふうに思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 御指摘のように過去制定以来十一回の改正をいたしてきております。今お話がございましたように、今なお零細な漁協が多いといふこととの関係でこの法律改正が間違つていたのでないかといふことでございしますが、私もこれと並行して四十二年度から漁協合併助

成法も制定し、しかも、これを四次にわたり延長していただけてきておまして、これと並行してそれなりの力を入れてきたわけでございます。しかしながら、実績は御指摘のとおりでございます。まして、その辺について法律の制定あるいは改正もさることながら、この合併に対する取り組み方、これは組合員あるいは漁業者の意欲といふ点でもそうしたところが出てこなかったといふことは、法律改正に責めがあるかどうかはともかくといたしまして、やはり客観的な情勢におきましてなかなかそういうところが浮かび上がつてこなかったんだといふことがあろうかと思ひます。

これは、漁協といひますか漁業は海に向かつておりますので、どうしても求心の能力が働いていくといふようなこと、あるいは漁業権の問題、それから先ほど来お話がございします漁法等のそれぞれの競合の問題から来る漁民感情の対立などといふことがあろうかと思ひます。

私もはさうした問題が、漁業特有あるいは漁協特有の問題があるといふことは承知しておりますが、今日の置かれた状況はさうしたことをほらうておけないようなもう危機的な状況にあるのではないかといふことを改めて思つてございまして、今回の改正をお願いしているわけでございます。これを認めいただいた段階では従来とは格段に力を入れていかないといけないと思つておりまして、この点は系統組織も同じ考えであるといふふうに私も認識しているところでございします。

○菅野久光君 先ほどの法改正が間違いであつたのかといふことは、私のちょっと間違ひでございまして、問題があつたのではないかといいことを申し上げるつもりが、ついでにさういふふうに言つてしまひましたが、そのところは訂正をさせていただきますかと思ひます。しかし、十一回改正してしまひに零細性のことを言わねばならぬといふことは本當に問題だといふふうに思ひます。そこで、多少漁協の問題についてこれから論議

をしたといふふうに思ふんですが、漁協の性格の問題ですが、政府は我が国における漁協をどのように一体位置づけているのか伺いたいといふふうに思ひます。

漁協の性格を歴史的に見れば、それは沿岸における漁業権の管理団体として、地域の組合的性質が強いと思ひます。参考人の意見の中にもさういふ意見がございました。しかし、政府が行つてきた水産業協同組合法のこれまでの改正の経緯を見ますと、例えば漁業を営む小規模法人に対する資格付与の推移を見ますと、一九五〇年五月の改正では、常時従事する者が三百人以下でかつ使用する漁船の総トン数三百トン以下の小規模法人に組合員の資格を与えたんですね。そして一九六二年九月の改正ではこれを正組合員に格上げしております。さらに一九七一年五月の改正では、使用する漁船の合計総トン数が千五百トン以下までの漁業を営む法人に正組合員の資格を与えておる。そして使用する漁船の合計総トン数が三千トン以下の漁業を営む法人に准組合員の資格を与えております。一九九〇年六月の改正でこの准組合員の資格を与えた方たちを正組合員に格上げをした。

こうした正組合員資格に漁業を営む法人の資格要件を順次格上げしてきたのは、これはまさに我が国の漁業が沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと漁場を外延的に拡大することによって発展してきたことと軌を一にして漁協の性格を産業組合的なものにしてきたといふのではないかと思ふんです。

また、その過程において、例えば一九五五年の信用事業の分野における定期積金の受け入れから、一九九〇年における有価証券払込金の受け入れまでの信用事業を拡大するための改正の経過をたどれば、これは信用組合的な性格に近づいてきたといふことがおぼろげに伺ひます。過去においてさうした水協法を改正してきた政府は、漁協の性格をどのように定義し施策を展開してきたのか、また今回の法改正の結果漁協はどのような性格のものになるのか、伺いたいと思ひます。

ます。

○政府委員(川合淳二君) 漁協の性格をどう考えるかということは、水協法上は御承知のように漁業者の自主的な協同組織ということで、漁業者の経済的地位の向上と水産物の生産力の増進ということを目的としているわけでございます。その意味では、今先生がおっしゃいましたように、協同組合論といたしまして一つは地域的な性格、それからもう一つは職能的と申しますか産業的な性格との二つが常に相対して論じられるわけでございまして、漁協の場合、かなりの面で産業的と申しますか職能的色彩が強いわけでございます。

ただ、参考人の御意見の中にもあったと私は伺っておりますけれども、漁業権という存在が漁協と切り離せないということもございまして、そういう意味での地域性というものもあるうかと思ひます。それと、実態的に申しまして漁村という中に漁港があるわけでございまして、地域とかけ離れた形での漁協というものは存在しないというところでございまして、もしその二つのどちらかということではございまして、そのどちらの性格もあるというふうに答へざるを得ないのではいかと思ひております。

先ほどお話のありました組合員資格の問題は、先生まさに御指摘のとおり、沿岸から沖合へという動きと、もう一つ、社会経済的な変化の中で、漁業能力と申しますか漁獲能力と申しますか、そういうものが拡大してきたということでもございまして、法人もそういうふうな拡大してまいりましたが、個人の経営者もそういうふうな拡大してきたというところから組合員資格を改正してきたという経過もあると思ひております。

したがいまして、私どもとしては職能組合としての漁協の性格というものは当然のことながら維持しつつ、今の社会経済的な状況から地域としての漁村に対する貢献ということも十分視野に置いて考えていかなければいけないということで今回の改正に私ども対応したつもりでおります。

○菅野久光君 漁協の性格は地域の組合という性格と産業組合的なものと両方持ち合わせているという部分はある程度私も理解できるんですが、そういうふうな漁業の状況が変わっていくにつれてどっちかというウエートが産業組合的な方向に変わっていった、そういうことが私はあるんじゃないかというふうに思ふんです。そのことがいかなる今日の問題を醸し出しているというふうに言えると思ふんです。

そこで、漁協が抱える欠損金、固定化債権について質問をしたいと思ひます。

統計によりますと、全国の漁協のうち二・三・四％が欠損組合であり、農協の欠損組合が全農協の三・三％であることに比較するとこれは異常であると言わざるを得ません。また、その内容も繰越欠損金が一千万円以上の漁協が繰越損失漁協の四七％を占めている、一億円以上の漁協が一四％を占めております。

こうした繰越欠損金や固定化債権の発生した原因は一体何なのか、農協と比較して漁協がすべての点で十分の一以下という経営基盤が脆弱だからこのようになつたのか、その辺のところをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 漁協が欠損金や固定化債権を抱えるに至つた原因といたしまして二つのことがあろうかと思ひます。

一つは、環境条件と申しますか、それから来る問題として、例えば国際的な漁業規制の変化と申しますか、その影響を受けている地域があるということ、それから周辺水域における資源状態の悪化というものが影響しているというところは否めなないと思ひます。ただ、それと同時に、先生御指摘の零細性と申しますか、これから来る影響というものもかなり私どもは重視すべきと考えております。経営基盤あるいはそれを取り巻く事業基盤と申しますか、そういうものが非常に脆弱であるということがそうした大きな原因になっているのではないかと今思ひております。

○菅野久光君 今の漁業環境の問題が一つは大きな要因を占めているんじゃないかというお話がございましたが、確かに現在の漁協が直面している経営上の問題点、これは一九七七年以降のいわゆる二百里海体制の定着と、環境面から国際規制が強化されるようになったことによつて、組合員のうち中小の分野の漁業が減船を繰り返しながら国際公海漁場から撤退するという厳しい国際漁業規制の影響を直接に受けていることにあるというふうに私も思ひます。

政府のこの点についての問題意識はどうなんでしょう。

○政府委員(川合淳二君) 国際環境の変化ということにつきましては、先ほど来お話しいたしておりますように、五十年代以降二百里海体制が定着してきつたということ、さらに近年に至りまして公海におきます漁業活動につきまして各種の規制が加わってきたというふうなことがあるわけでございます。

私どもは、水産業あるいは漁業というものにつきては、これは水産資源を科学的根拠に基づきまして適切に保存することによつて、また合理的に利用することによつて永続的、あるいは最近の言葉で言いますと持続的な漁業が可能であるという、そういう基本的な方針に基づいて従来も対処してまいりましたし、これからの対処していかなければならないと思ひております。

いろいろな形で国際規制、この中にはやや私どもは合理的な理由に欠けると思ふものも、そうした動きもあるわけでございますが、今申しましたような基本方針で臨んでいるところでございします。

しかしながら、そうした規制の中で再編成を余儀なくされた漁業者に対しては、御承知のように国際漁業の再編対策ということで所要の対策を講じてきたところでございまして、今後もうこうした事態におきましては同様の対応をしていかなければいけないというふうに思ひてるところでございます。

○菅野久光君 先ほどもお話しいたしました、政府はこれまで法改正のたびに、いわば漁業を営む法人の組合員資格を絶えず引き上げていったわけですね。その引き上げられた部分の人たちが、国際漁業環境の悪化という事態のもとで結果的には漁協経営の悪化をもたらしたと言ふことができないではないかというふうに思ふんですが、この点についての政府の判断はどうでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 組合員としての法人の資格を拡大してきたわけでございますが、現在沿海地区の出資組合におきます法人の正組合員数は千八百五十一という規模でございます。正組合員数は三十五万六千というふうな規模でございますので、そういう意味では法人のウエートは必ずしも大きくはないわけでございます。

それとまた同時に、個人経営におきましても、例えば船の所有規模で申しますと法人の条件に匹敵するよう個人経営もあるわけでございまして、先生のお話のような形で影響ということも決して否定するわけではございませんが、必ずしもそういうことだけでははないというふうに私どもは見ているところでございします。

○菅野久光君 ちょっとその辺の認識について、漁協の全部とは言いませんが、国際環境の影響をもろに受けている漁協が、特に私は北海道なものですから、北海道にはあるわけですね。漁協の経営が零細なものですから、減船の対象になる二隻とか三隻とかという、あるいは一隻でもその漁協の経営に大きな影響を与えるというふうな部分があるというふうなことは聞いておるんですが、そういうことはありませんか。

○政府委員(川合淳二君) 地域によりましては先生の御指摘のような漁協も私どもは否定できないと思ひております。

規模拡大を進めていく過程で大きな投資をし、その回収が国際的な変化の中で対応し切れなかったというふうなケースは先生御指摘の北海道などの地域にはあるわけでございますが、そういうケースでは今の御指摘のような点も私はあると思ひております。

○菅野久光君 漁協の経営基盤がしっかりしているところであれば割合その影響が少ないうちのかもしれないが、先ほど申し上げましたように、経営基盤が非常に脆弱だというのが経営の悪化をもたらしているというふうに思うものですから質問をしているわけです。

しかし、今さらその責任を私は追及しようとは思っていません。漁協経営悪化の原因の一端は私は政府の政策のミスリードにあると指摘せざるを得ない、そういう気持ちはあります。

具体的にちょっとお話をしたいと思うんですが、公海におけるイカ流し網漁業の問題なんですが、この問題の発端は、公海における流し網漁業が海鳥やアザラシなどの海洋哺乳動物を混獲することから、環境保護団体から問題視されて操業の禁止が国連に訴えられた。それで国連決議ということになって、政府は、日本が孤立化することを恐れてなんでしょう、これを受け入れざるを得ないという状況になりましたが、このときに国連において日本政府がアカイカの流し網禁止のことに

かかわってどのような議論をされたのか、ちょっとお伺いしたいと思っています。

○政府委員(川合淳二君) イカ流し網につきま問題につきましては、アメリカから問題を提起されたのはかなり早い段階でございます。それ以降日米で話し合いを続けてまいりまして、オプザバーの乗船あるいはトランスポンダーの搭載というようなことを逐次やってきたわけでございます。その過程で、一九九一年に国連への問題が最終的な段階にきたということでございます。

それまでも私もいろいろな形で試験研究の結果、あるいは共通の調査などを行いましたが、その結果に基づきまして私どもの主張すべき点を主張してきたわけでございますが、米国は一九九一年に至りまして流し網漁業の全面禁止を求める意見書を提出し、これに對しまして我が国は適切な管理をするという意見書を出すというよう

なやりとりの中で、さらに決議案が両国から出されたという経過を経たわけでございます。

そうした流れの中で、全体として公海流し網漁業のモラトリアムの受け入れをせざるを得ないというふうに至ったわけでございますが、その間我々もいたしましては最大限の努力をいたしてまいりましたつもりでございます。

○菅野久光君 漁民の中には、もっと資源論だとかあるいは漁業と環境の問題なんかについて議論をしてはしなかったというところで、環境面からの議論で結局禁止決議を受け入れて公海におけるイカの流し網漁業を禁止してしまつたというところは非常に不当であつて、問題であるというふうに思っている人たちがたくさんいるというところは御承知ではないかと思ひますが、その辺についてはどのようにお考えですか。

○政府委員(川合淳二君) 混獲と申しますか、海洋哺乳動物あるいは海鳥などの混獲あるいは影響につきましては、両国の調査があり、それぞれの見解があつたわけでございますが、全体として受け入れざるを得ないという状況であつたと私も承知しております。

御指摘のように、関係漁業者におきましてはこれにつきまかなりの不満があつたということも承知しております。そうしたことを受けまして、私も承知してございまして、流し網漁法の否定でございまして、アカイカ自体の漁獲について否定するものではなかつたわけでございますので、代替漁法の開発に今なお努力を傾注しておりますけれども、直ちに漁法転換を行いたい人たちのために、昨年十二月に国際漁業再編対策を發動いたしまして所要の救済措置を行ったところでございます。

○菅野久光君 その所要の救済措置の問題であります。二月に行つたイカ流し網漁船に対する減船補償措置ですね、これも実は表面化はしてございせんが関係業界の内部では非常に不満があるように聞いております。一体それがどうなつてくるのかお聞きするわけですが、本来ならば、まあ政府の一存ということになるのかどうか、関係業界との関係がどうだったのかということはあると

しても、国連という場で日本の政府を代表してと

いうことでこれを受け入れたわけでありまして、

ら、本来的にはやっぱり漁業者の私は責任ではな

いんでないかというふうに思ふわけですが、

したがいまして、これは国の責任において、公

海におけるイカ流し網漁業から撤退し廃業してい

く漁業者や漁船乗組員等に対する補償はもちろんのこと、イカ流し網漁業から他の漁業種類に転換していく漁業者に対して十分な助成措置を行う必要があるというふうに思ふんです。その後始末についてお伺いをいたしたいと思ひます。

当時、イカ流し網漁業など大規模な流し網漁船、これは四百二十六隻が操業を行つていたといふふうに思ひますが、このうち減船する船は何隻たのは何隻か、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 先生おっしゃいましたこの漁業を行つていた隻数でございますが、これは見方が幾つかございまして、私も平成四年の承認隻数というところから出発しておりますが、これにつきましてはイカ流し網漁業は四百二十六隻という数字がございまして、現在減船対象になつておりますのは、このうちの二百九十隻ということでございます。そのうち平成四年は二百六十三隻というふうに承知しております。

○菅野久光君 平成四年は二百六十三隻が減船の対象、全体では二百九十隻。したがって二十七隻は平成五年度ということになるのでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 五年度以降ということでございます。三カ年で減船するということになつております。

○菅野久光君 五年度以降ということでは、これらの我が国の二百海里内の大目流し網に残るかあるいは他の漁業に転換するかという、そういうふうな状況を見てということになるのでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 今の隻数以外の隻数、四百二十六から出発しまして百三十六隻になろう

かと思ひますが、これについては今後ほかの漁法に転換していくということになるのかと思ひま

す。

○菅野久光君 現在の漁業環境を考えれば他の漁業種類へスムーズに転換できるとはなかなか思えないんですが、そのところ、うまく転換できない、そういったようなものが出たときはどのような考えられるんですか。

○政府委員(川合淳二君) 私ども、この救済対策と申しますか再編対策はそれなりの措置、今考えられ得る段階ではかなりの救済措置であるといふふうに考えております。こうした措置をいたしまして、それと今後の処理の仕方をそれぞれの漁業者がお考えいただいたわけでございます。

御承知のように、このイカ流し網の漁業は周年この漁業に携わつていた船ばかりではないわけでございまして、いわゆる私どもが言う兼業船も含まれておりますので、そうした船におきましては従来のほかの漁法でやつていた漁業を中心に転換していくというふうなこともあろうかと思つております。

○菅野久光君 四百二十六隻のうち二百九十隻を対象とした。残りの百三十六隻については何らかの形で他の漁業種類の方へ転換ができるということとでこの二百九十という隻数を決めたのでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど申しましたように、既にそうした船は、残る船でございましてけれども、いわゆる兼業船のほかの漁業についての権利なり承認を受けているわけでございまして、また従来のその漁業を営んでいたわけでございまして、そちらを今後継続して行つていくということになつていくと思つております。

○菅野久光君 そうすると、残りの船については問題がないということで理解をしてよろしいんですね。

○政府委員(川合淳二君) 今の置かれた漁業の状況でございますので、全く問題ないということとを申し上げることは難しいと思ひますが、それ

○菅野久光君 その点はわかりました。後からどうのこのうのならないようなことを私は折っております。

それに加えて、昨今の状況から私とも平成四年度から漁協につきます事業基盤の強化総合対策事業というものをやっております、これは固

るを得ない部分があります
沿岸漁業等振興法の見直しが必要ではないかと
思うんですが、この点についてはどのようにお考

手も育たぬ。あるいは一方では経営の近代化、こっちもやってもらわぬといかぬ。流通の合理化

でありますとか漁業従事者も養成していかなくやならぬ。漁村の環境の整備もやっていかなければ、中核的な担い手あるいは漁協の体質を強化していく。この辺がしっかりしなせんとなかなか個々の漁師さんたちは安定していかないという面がありますので、いずれにしても沿岸漁業等振興法に定める施策の展開方向に今までも則してやってきた。しかし、おっしゃるとおりうまくいっていないものもありまして、今後とも同法の趣旨に沿って沿岸漁業の振興を図っていきたいというふうに考えております。

○菅野久光君 もう時間になりましたので終わります。最後に、合併に当たって職員の人材に不安を与えないように、また週休二日制がほとんどなされていないような状況などありますので、それらの労働条件、漁協で働く人たちの労働条件の向上、このことも十分頭に入れて今後の施策展開をしていただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案外二法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○三上隆雄君 私は、通告では午後の開会冒頭、緊急を要するリンゴの問題について質問するという通告でありましたが、きょうは主題が漁業三法でございますから、時間のある限りそちらの方に時間を持ちながら、最終的には前段申し上げた質問に切りかえたい、こう思っております。

午前中、我が先輩議員からいろいろ今回の漁業三法についての詳細な質問もございました。私な

りに考えることを二、三点質問したい、こう思っております。

漁村も漁家も農村地域と同じで、漁村には若者が定着しないという状況がこれまた農村と同じ実態にあると思えます。それは、先ほど来漁業に与える大きな国際的影響あるいは資源的影響等々の原因があつて漁業者の現実の生活が他産業と比較して劣る、しかも将来展望が見えないというところにそういう社会的現象が起きているだろう、こう思うわけでありまして。

そこで、今回の法改正は、魚を漁獲して業を営む漁民の生活の安定には漁協なくして漁民の発展もない、お互いの車の両輪として発展していかなくやならないというところは論をまたないわけでありまして。そこで、その漁協の弱小状況だからこそ漁業に適正な求められるサービスができないというところが合併の大きな要求される要素だと思えます。その意味で、漁協が農協に比較して極めて合併の状況が悪いと政府の資料等で判断されるわけでありまして、その合併の進まない原因は何か、その点から探ってまいりたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 今お話がございまして、農協に比較しまして漁協は合併が進んでいない、言いかえしますと規模が非常に零細であるというところでございまして。

いろんな理由があるわけでございます。例えば、どうしても海が生産の場でございまして、陸地に向けて求心力がないというところで陸地での結びつきがそれぞれの隣の漁協ともなかったといううような、そういう立地条件などもございまして、私が、私も、ここ数回にわたります合併助成法の延長をお願いしてきた過程で見ますと、一番の理由は関係者、特に役職員の皆様の合併に対する意欲というものが相対に欠けているのではないかと、こういうことが一つございまして。同時に、上部系統団体の推進体制も十分でなかったといううようなこともあろうかと思えます。それから、農協と違ひまして漁協特有の漁業権問題、あるいはどうして

も海での競合からくる漁民感情の対立といううような問題もあつたし、また地域によりましては、漁協間の財務内容の格差と申しますか、そうしたのもも原因であつたのではないかと、ううふうに認識しております。

○三上隆雄君 ただいま長官から御説明がありまして、先般の四人の参考人の意見を聞いて、今までもとは情勢が違つてきたなという感じを持ったわけでありまして。今で参考人三人、四人というメンバーでそれぞれの意見を拝聴すると、必ずその法改正について異論がある人があるわけでありまして、今回の四人さんの発言はそれぞれ今回の法案の必要を認め、即刻改善施行すべきだといううような提言があつただろう、こう思うのであります。

その意味からいっても、また地元の声を聞いても、やっぱり合併は避けて通れないという声が大きくなつてくるわけでありまして、今までの以上に政府は積極的に合併を進めていただきたい、こう思うわけでありまして、その点について今までもと違つた方策でやるという御意思が、おありなのか、その点を確認してまいりたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 今お話しございましたように、系統組織あるいは関係者の意識もこれまでは格段の相違があると思つております。それは、一つには現在の置かれていた社会的な状況の変化と申しますか、そういうものから現状の漁協のままでという危機感が関係者にあるからだと思つております。

したが、私どももいたしまして、今回の合併の延長をお願いするに際しましては従来とまた改まった気持ちで対応したいと思つておりまして、例えば系統組織におきましては各段階で合併のための推進協議会をおつくりいただくこともとよりございまして、私どももいたしまして、例えば先ほど申しました財務内容の問題などに対応するために、総合事業を組みまして既に四年度から実施しておりますが、こうした取り組み

みは従来やつておりませんで、今回はある意味では待ったなしの対応ということで取り組んでまいりたいというふうに思つているところでございまして。

○三上隆雄君 それから、私は前にも質問をしまして、質問というよりも要望申し上げましたが、先ほど菅野先輩委員からも質問がありました。漁協というのは、産業組合的な性格、いわゆる職能組織ですね、それともう一つは地域の協同組合という性格があるんだということを菅野委員からも指摘し、質問いたしました。私は常々申し上げておりましたけれども、地域協同組合という性格を法の面でも体系づける時期に來たんじゃないかという気がするわけでありまして。

例えば、農協と漁協が同じ地域に存在しているときに、もちろん農協というのは農業協同組合法、漁協は漁業協同組合法という法にのつて結成され、構成されているわけでありまして、地域協同組合という位置づけでそれを何とか法体系的整備ができないか。そのことについては将来検討するということも答えが何度かあつたはずでありますから、離島の条件あるいは半島の条件等を踏まえて、その点についての検討をし、そしてその検討の結果はどうなつていくか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 漁業協同組合と農業協同組合につきまして、地域によりましてはほとんど同じ地域で活動しているといううようなケースもあるわけございまして、それらを一体とした地域的な協同組合制度をつくつてはどうかという御議論は前からあることは承知しております。例えば離島とかあるいはかなり他の地域から隔絶している半島などにおいてそういう条件があるような地域ということも御指摘を受けているわけでございます。

私どももこの問題につきましては、今回の改正に際しまして学識経験者によりまして研究会を持ちまして、そこでも御議論をいただいたわけでございますが、いろいろな議論がございました。かな

り地域性のある問題でもございまして、今の段階ですぐにそうした制度をつくり、かつ取り組むにしましては時期尚早であるけれども、必要のある地域もあるであろうから、さらに研究を深めるようにというふうな御意見をいただいたところでござい

ます。
私どもも、具体的な話になりますと総論と各論とは若干違ふ面もあるかと思いますが、そうした御意見があることは前から承知しておりますので、地域の実態それから地域の御意見などもよく把握しながら今後勉強を深めていきたいと思っ

ているところでございます。
○三上隆雄君 たいいま長官から、時期尚早であるが、そしてまた地域の実態と御意見を聞きながらそれに対応するというお答えがございました。

当初のこの合併の目標は、とりあえずは一市町村一漁協、そして将来的にはその府県が求めるのであれば府県一漁協という大きな構想があるわけですから、生産漁民といえますかつかくる漁業という、そういう傾向へ将来ウェイトがかかることすれば、漁民と漁協というのは密着した関係にな

りやならない、こう私は基本的に思うわけでありまして。そうなった場合に必ずしも大きな漁協がいいわけではないという、そういう認識も私は持っているわけでありまして。
そこで、何か先ほども出ましたけれども、離島あるいは半島等において地域の要望があればその道を開くような、そういう法体系をつくっていただけ

ないものか、再度お答えをいただいて、次に入りたいと思います。
○政府委員(川合淳二君) 各論の部分になりますとなかなか難しい面があるかと思ひます。漁業の方には御承知のように漁業権というふうなものがございまして。したがって、その取り扱い等につきましてもなかなか難しい面はあると思ひ

ます。今のところかなり特殊な地域の問題というふうな受けとめられておりますので、先ほど申しましたように今後それぞれの関係者の御意見をよく聞き、地域の実情なども把握しながら研

究、勉強を深めていくということに対応していきたいと思っております。
○三上隆雄君 次の問題に入りたいと思ひます。

沿岸漁業あるいはつくる漁業でございすけれども、漁民は魚をとって、それを販売して業をなすわけでありすけれども、その販売の方法と漁協の関係、そしてそのとった原材料に付加価値を高めて加工することまたこれからの漁民としての大きな営業上の高度化を図るための手段だと思ひうわけでありす。その意味で加工、流通に漁協が今現在参入している状況がどうなっているか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 先ほども御議論がございましたように、最近の消費動向から、水産物といひましてもその消費の対応はかなりさまざな多様化しているわけでございます。したがって、当然のことながら流通あるいは加工の面で付加価値がかなり高まっているわけでございます。で、そうした部分を生産地でシェアすると申しますか、その分け前を生産地でも求めるといふことは当然今後求められることだと思ひております。

既に例えれば宅配あるいは産直というふうな形でやっております過程でいわゆる水産加工の部分を生産地で受け持ちまして、そうしたものの宅配に入れて一緒にあるいは産直として提供するというようなこともやっておりますし、さらに大きな漁連の段階では流通経路なども持ちまして、消費地に近いところで例えば加工場あるいは養殖場などを

持ちまして、その過程での付加価値を生産者側が受け取るというふうな試みが既に行われてきております。香川県漁連あるいは三重県漁連などというところでは既にかなりその実績を上げています。ような例もございすので、今後こうした動きといふものはますます強まっていくと私もは見て

いるところでございます。
○三上隆雄君 その意味でも適正な規模の漁協が必要であるしその合併も必要であると、そうなると思ひうわけでありすけれども、青森県の場合は加工業が一千万円、水揚げ高の方が逆に少な

くて一千万円の状況で、田名部大臣はその専門家でですから私から言うまでもないと思ひますけれども、そういう状況ですら、やはり漁協がもっとその販売、加工に参入すべきだと思ひうけれども、その地域には既に加工業者があり流通業者があるわけでありすから、その辺の兼ね合いはどう考え、どう将来対応されるのか。

○政府委員(川合淳二君) 水産の場合は、特に産地におきましては生産と加工というのは他の農産物などに比べましてかなり密接な関係を既に地域によつては構築しているところがあると思ひております。したがって、一口に生産だけで加工というのを進めるといふことが適当かどうかというのは地域によつていろいろあるかと思ひます。したがって、漁協が加工に入る場合には、そういう地域の状況それから既にある加工業者との関係を密接に、ある意味では相互補完関係などをとりながら進めていくということが非常に大事ではないかと思ひております。

○三上隆雄君 冒頭申し上げましたけれども、今回の法改正は基本的には私も賛成でございますし、将来問題の残らないような、そういう方法で漁業行政に取り組んでいただきたい、こう思ひます。
以上、後ほど時間に余裕があればまた魚の問題に返りたいと思ひます。

それでは、大臣はいろいろ期するものがあると思ひますけれども、先般の三月三十日にニュージランドからのリンゴ輸入についての最終的な手順として公聴会を開催したわけでありす。しかしながら、あの公聴会には私は紛糾して流会、無効であるという認識に立つてこれからお尋ねをするわけでありす。実はきのうリンゴ、ナシ主産県で先般の公聴会に出席した公述人を中心として輸入阻止の実行委員会を構成して、そして出席した公述人は六十五名中五十名足らずでしたけれども、出席した人の三十九名まで同意を得て反対署名をして、きのう実は大田と園芸局長のところに要請に行ったわけでありす。

しかしながら、その大臣なり局長のお答えは意外にも冷淡であるし、あれは有効であるという判断に立っております。あのときの公聴会のもめた原因は、農水省の会議を主宰し運営した議長の責任大なるものがある、こう私は思ひうわけでありす。そもそもめた原因は、公聴会の性格と目的についてたまたま、それは確答できない。それでいろいろ議論したあげく、公聴会の議論を大臣に報告して、大臣にその決定はゆだねるという報告がありました。その大臣に報告する内容を公表できまうかと言つたら、これまたできないでしうと。そこでまた紛糾しました。

ところで、大臣、局長、現場にいたそれぞれの担当者からどのような報告があったのか。あの段階で最終的に、相当な時間経過した後、その報告については公述人だけには公表すると言ひました。それを公表したのか。もし公表して、その公表書が大臣なり局長に報告したものがあつたならば私にも示していただきたいし、どのような報告を受けたのか。その結果によつてまた議論を展開したいと思ひております。

○政府委員(高橋政行君) 公聴会の進行模様といひますか、それにつきましては当日私も逐次報告を受けておつたわけでありす。また、大臣にもその都度御報告を申し上げてきたわけでありす。
それで、今先生の方からお話がございましたのは、恐らく意見といひますか、そういうふうなもの扱いがどうかということではなかったかといふふうな思ひますが、その際に、公聴人といひますか出席の皆さんから、公聴会における公述人の意見についてどういふふうに取り扱ふのかというお話があつたことは聞いております。それで、その際議長の方から申し上げましたのは、大臣にも報告します。で、そういうのをまとめたものについて公述人にお示しするということはありませんということは申し上げておつたというふうな理解しております。

○三上隆雄君 ですから、大臣に報告した書類は

あります。

○政府委員(高橋政行君) 現在のところは大臣には概要について申し上げておるところでございます。実は、これは我々といましては重要な公聴会でございますので、一字一句漏らさないように今議事録などを精査しておるところでございます。そのまだ正式な言い方としましては、御報告まで申し上げておきます。

○三上隆雄君 公聴会を聞いてもう二十五日ですよ。少なくとも二十日過ぎています。国のそれだけの伝達事項というのはそれほどうつたりとしたものなんですか。もっと機敏性があって、それに従って決める事を決めて行政を展開していかなくちゃならぬわけでしょう。あの公聴会が無効であるならもう手順でいいんです。そういう状況ですから、我々はそれしかできないと思うんです。報告できないからしないんじゃないですか。

私の今回の質問の立場は、あの公聴会は生産者のほとんどの声を聞いていないわけでありまして、もう一度開いて生産者の声を聞けということなんです。その意味で、正式な報告をまだされていないということは、あれは正式に認めていないということになりますね。どうですか、一言で言ってください。

○政府委員(高橋政行君) 我々、大臣にはまずどういうような報告をしておるかといまして、賛成という意見をなされた方はどういような立場から賛成をされておるか、それからまた反対の意見を述べられた方はどういような意見で反対を述べられておるかということについて、概略は御説明を申し上げておるところでございます。

したがって、我々はこの後何をどういふうにやっているかといまして、それぞれについて技術的な面から精査し検討をしているところでございます。またその段階で今後の取り運びをどうするかという事を決めた、こういうふうな思っているわけでございます。

○三上隆雄君 そういう状態ですから、きのうも

要請したとおり、もう一度公聴会を開いたらどうですか。

○政府委員(高橋政行君) 今回の公聴会につきましては、御承知のとおり、公聴会の開催につきましては植物防疫法の第七第四項に書いてあるわけでございますが、この規定に基づきまして三月三十日に開催するというようにしたわけでございます。

実際の公聴会の模様につきましては、先生もよく御存じのことでございますが、一部の出席者によります不規則発言あるいは議長席を取り囲むなどの行動がございまして、議事が遅延したことは事実でございます。非常に議事が遅くまかりましたので、我々といましてはこれ以上続けるのは無理であるといふふうに判断をいたしました。途中で休会としたわけでございます。それから、植物防疫法施行規則第四第四項に続行の規定があるわけでございますが、この規定によりまして、議長が次の日いわゆる三十一日の十時から再開するといふことを宣言いたしました。まず再開したのでございます。

それから、公聴会というのは、御存じのように利害関係者あるいは学識経験者の皆さん方に公述をするという場を提供して、そこで御意見を出していただくということが必要なのでございます。それで、農水省といましては、公聴会において特別公述人を排除するとかあるいは公述を制限したという事はないわけでございます。現に七人の公述人の方は公述をされていることからも明らかではないかと思っております。いずれにいたしましても公述する場は与えていたわけでございます。

それで、今回の公聴会は適法に行われたものといふふうに思っております。公聴会を再度開催するといふつもりはございません。

また、実際にそこで口頭で発言をされた方は七名でございますが、六十五人が公述をすると言っておりまして、その六十五から七を引いた五十八名の皆さん方には別途公述意見書というものが提出されておるわけでございますので、我々とい

たしましてはその内容も含めまして十分に精査し検討させていただきたいというふうに思っております。

○三上隆雄君 これ以上議論しても水かけ論になると思いますが、やっぱり私は農水省に極めて誠意がない、こう思うのであります。今回に限ってこれほど報告がいろいろあるというところから、私は行政執行がいかに悪いのか、どうも思われる。私はあれはあなたの方に若干後ろめたさがある、後悔があると思うんです。少なくともそれについて反省するという言葉一つぐらいは欲しかったんですよ。それが必要でないとするならば、それなりに政府が強行するならば、それはやむを得ぬですけれども。

では、別な問題に入りたいと思います。そうすると、今回問題にされて、我々が要望していることは、植物防疫法で規定されているコードリングと、それからもう一つ、火傷病が向こうでは撲滅されていないから、今、日本では国際的にも危険だと言われる臭化メチル蒸気、あるいは次亜塩素酸ソーダですか、そんなものの処理をしなければ入れ得ないという実態があるわけでありまして、そこまでして入れる必要があるのかという、これは政治的な問題も絡みますから後に回しますけれども。

日本の農業で規制されている農薬がニュージーランドでは使われている。そのときに、その農薬が日本へ入ってくれば日本の食品になるわけでありまして、向こうで使っている農薬は日本でも使っているという判断をとってもやむを得ぬですね。

○政府委員(高橋政行君) 農薬につきましては農薬取締法が現在ございまして、それで我々といましては規制措置をとっておるところでございます。

それで、農薬取締法は法の目的といえますか。あり方は、農薬の販売とかそういうものを登録を受けていなければいけないというふうな規定になつておるわけでございます。では生産者が販

売はしないで、例えば直接その農薬を外国から手に入れてきて使うことができるかどうかというところが先生が今言われたお話ではなからうかと思

いますが、実は、その点は農薬取締法では特別な規制がないわけなんです。だから、法律上はそういう場合使えるということになるわけでございますが、我々といましては、農薬の安全使用という点から考えましてこういう場合には国内で使うのは好ましくないというふうに考えておりました。そういうものは通達によりまして使用をしないようにという指導をしているところでございます。

○三上隆雄君 いや、私の言っていることは、国内法も相手の輸出国の農薬使用基準法も同じでなければ、国民の安全性からいっても、その生産の条件からいっても、それは同じにすべきだと思

うんです。同じにする条件とするには、国民の健康、安全を守るにはやはり日本の基準が正しいと思

うんです。ですから、ニュージーランドの規制を日本と同じような状況にするということも一つの条件。それから、水際で日本の農産物は蒸気処理なんてするというのはかつてはあったけれども、今は現実的でない時代、なぜあえて日本に余っている農産物をそういう水際で処分しなきゃならない状況のものを持ってくるかということなんです。ですから、同じ条件をつくることになれば、向こうでその蒸気の必要がないような状況をつくってから入れなければならぬのであれば入れたらどうかという事を主張しているんです。それについて大臣の考えをいただきたいと思

います。○国務大臣(田名部匡省君) 国際ルールとしてはガットというところになるわけでありまして、けれども、その中で、一般的に関税措置による国内農業保護のほか、生産調整を行っているものは輸入数量制限というのも認めているわけですね。ですから、リンゴが生産調整しているかどうかというの

が一つ問題になります。ですから、現在よりもっと自由な貿易ルートを

そのことを十分配慮されて、今回はこのような事情にある、しかもリンゴだけではない、入ってくることによって、ナシ、桃、ほとんどの落葉果樹に影響があるという、そういう代物でありまゝです。それに影響なしとすれば、国民の健康に害が

使う農薬は日本でも使ってもいいかどうか。
 ○政府委員（高橋政行君） 先ほど申しましたように、農薬取締法に基づきまして申し上げますと、法律上は、生産者が直接外国の農薬を日本で、日

それからもう一つは、日本で農業登録されている

○説明員(牧野利孝君) 厚生省では農産物の安全性を確保するために、農産物中農薬の許容基準、いわゆる残留農薬基準というものを設定してきなわけでございます。

具体的な動きをいたしました。平成三年九月からことしの三月まで六回にわたりまして、合計九十三の農薬につきまして、残留農薬基準設定について食品衛生調査会へ諮問してございます。このうちこれまで六十九農薬の残留基準値が食品衛生調査会より答申をいただいております。今後とも、資料の整備されたと考えられます農薬から順次食品衛生調査会へ諮問いたしまして、残留農薬基準の整備に努めることとしております。

○三上隆雄君 日本は農薬に比べてニュージーランドで現在使われている農薬の使用基準値を決めておりますかというのを聞いています。それが入ってきたらどうなりますか。

○説明員(牧野利孝君) ただいまリンゴの話に限定をいたしますと、新たに外国から輸入される場合には、実際に港の時点におきまして、諸外国、この場合はニュージーランドでございますけれども、ニュージーランドで使われている農薬等の情報をもとにいたしまして検査を行っておりまして、輸入の適否について判断しているところでございます。

○三上隆雄君 今現在やっているということですか。

○説明員(牧野利孝君) 今現在はニュージーランドから輸入されておきませんので、輸入をされることとなった場合には、ニュージーランドで使われている農薬等の情報に基づきまして港で検査を行って、その適否を判断することになるかと思っております。

Q、WHOの国際基準等を参考にいたしましたして判断することになります。

○三上隆雄君 時間がないからきょうはこれでおかきやありませんけれども、そのうち順次、農水委員会がまたありますから、追ってまた質問を展開したい、こう思っております。

大臣、やはり日本の国民の健康をまず第一義的に考えて、このような状態で、生産者も消費者も問題があるのを、国際的なつき合いだと言われども、なぜあえて入れないかならないのか、でき得るならば入れないでいくような、そういう立場で全精力を傾注していい判断を示してください。

以上、希望を申し上げて、終わりたいと思っております。

○風間純君 公明党の風間です。

午前中までのお話を伺っておりまして、私も党を代表して外務省の方にお伺いしたいわけでございますけれども、きょうは大臣が、直接いらっしゃってお聞きしたいところでございます。お見えになっておきませんのであれでございますが、渡辺外務大臣の突然の辞任によりまして、武藤新大臣が就任されて、四月七日でございましたか、就任の記者会見で午前中も話題になりました非常

にはならないと思っているというふうに言われたわけでございます。大臣が言われましたことは、農業についてはそれぞれ各国とも困難な問題を抱えておるわけでございますが、我々としても相互の協力によって解決に最大限の努力をしようというふうに承知をしております。

○風間純君 困難な状況があるかもしれないけれども解決していかねばならない問題だと。そんなことはわかっていらっしゃるんですよ。だけれども、そうだとするならば、どうしてああいうことが出てきたのかというのには疑わざるを得ないわけでございます。

三年前の通産大臣時代にもいわば日本の農業を批判するような発言をされた方ですので、大変今後が心配なわけですね。必死になって田名部農水大臣初め農水の方々が代表となつて今進めているこの問題、日本の農業をどうするかという観点で大事な問題に、例えば米を守るために乳製品や麦などの関税化を受け入れることのないよう、新ラウンドにおける外務省の方針、何回も聞き飽きたわけですが、きょうと本間に腹の底から思っていることを、方針として持っていられしやうことを確認したいと思っております。

○政府委員(林陽君) 外務省としてどうこうというだけではむしろなくて、政府として農水省とも協力して、一体としてウルグアイ・ラウンドの農産物交渉はやっていくわけでございます。特に今御指摘のございましたような、包括関税化の問題だろーと思っておりますが、その問題につきましては、包括関税化というものが輸入国・輸出国のパラメータをとった上での原則でないという理解のもとに、包括関税化は認められない、受け入れられないという基本方針のもとで交渉を外務省としても行っているわけでございます。

トランスレーションされたときの言葉がどういうふうになっているのかは定かではありませんけれども、間違いありませんか、再度確認したいと思っております。

○政府委員(林陽君) ジュネーブその他で交渉を行っておりますにも今申し上げましたことを正確に述べ、その趣旨は外国にも伝わっているというふうに思います。

○風間純君 ありがとうございます。大臣にぜひ誤解のないような発言、注目しているのはこれは日本だけじゃないと思うんです。関税化阻止に向けて日本が今一体となつて進まんとしているときでございますので、しかとお伝え願いたいというふうに思います。外務省の方どうもありがとうございます。

新農政で、農業を選択する場合に魅力とやりがいのあるものにするために、他産業並みの水準とすることを目標とした農業経営を展望していられしやう、またそうあつてほしいものだといふふうに思っておりますけれども、農業以上に厳しい自然環境、自然の変化に左右される漁業、また漁業情勢についても見えない部分というのは結構あるわけでございますけれども、そういうことであるならなおさらその施策の位置づけとしての新漁政とも言えるべきものを示すべきではないかというふうに思っております。大臣の一つ一つの発言の中にも思っております。大臣の一つ一つの発言の中にも思われるかなと思うのは聞こえてくる、あるいは聞かれるわけですが、きょうとした形で示すべきではないかというふうに思いますが、お聞かせ願いたいと思っております。

○国務大臣(田名部匡省君) 新農政の中で、農業、林業、漁業、これは大体系の方としては一体のものなんです。したがって、その中の漁業をどうするかという立場で見ますと、地域の実情にもよりますけれども、漁業だけで成り立たない者、そういう者はほかでも所得を得る努力をする。私は多様に就労の場を確保してということをお願いしておりますが、これも地形とか、例えば北海道、青森、大型の漁業をやっている地域、

あるいはもう本場に小さな組合で沿岸、ノリをとったりとかアワビ、ウニをとるという漁業もあります。とれるものは地域によって全く違うものですが、アジとかいうと大体西の方で大きなサケ・マスは我々の方だというふうに種類別に分類されておりまして、同じ漁業があっても価格が大分違うというのが漁業だと思ふんですね。そういうことを考えてみますと、おっしゃるとおり、私は漁業においても他産業並みの魅力ある漁業経営をしなければいけません。そのために、向後わりはないうけであります。そのために、農業と違う分野というはたくさんあるわけですから、漁業の場合どうするか。何と云っても農業のように種をまいて収穫というのではないのですから、最近はずり育てる漁業ということに一生懸命取り組んで、これは八十種類ぐらい一生懸命やっておるわけです。それもその地域に合ったものをやらなきゃならぬということでありまして、ばらばらやっておるわけです。

そういう形で、まず魚がいけないことには漁業は成り立ちませんから、これに全力を上げよう、これをやろうというところで、漁港の整備でありますとか沿岸漁場の整備あるいは沿岸漁業構造改善事業、こういうものを基本的な考え方として今までやってまいりましたし、これからさらにこれは強力に進めていかなきゃならぬ。今それぞれ長期計画を策定中でありますけれども、これらにつきましては高度利用も図っていかなくちゃならぬというところが一つございまして。あるいは活力ある漁村の形成というものを図ろう、あるいは良好な海洋環境もこれは総合的に重点を置いてやっていく。それには、漁業生産もさることながら、これだけ週休二日制で家族ぐるみで山へ海へという時期にはそういう漁村というものを形成しておかなきゃいかぬ、あるいは環境という問題も大事なことでありますから、そういうこと一休の中で、そのどれとどれを組み合わせるかはその地域によりますけれども、そういうことをしながら、いずれにしても後継者が生き生きとして働けるような環境を我々は整備していかなくちゃならぬというふうに考えております。

○風間組君 非常に緑化的といましようか、当然それが、今大臣がおっしゃった言葉の一つ一つが新漁政とも言うべきプランの大神というふうにとらえてよろしいでしょうか。

○国務大臣(田名部匡省君) 大体緑化的にならざるを得ないのは、地域の実情ということ踏まえると全部に該当することを申し上げなきゃならぬのですから、そういうことになるわけでありまして、けれども、やることは、どれとどれを組み合わせるかというはその地域ですから、どの地域にも対応できるようにやっていきたい、こう考えております。

○風間組君 一言、例えば新漁政の場合にも中山間地域対策に重点を絞ってやられるわけだということに、それが私は一つの大きな新漁政の柱だと思ひますけれども、新漁政とも言うべきものに対してはきちっとその部分、例えば単年度でないにしても三年ないし四年ぐらゐの間にこのところはきちっと整備しよう。総花でやって予算がちりばめられても結局は大したものにならない、私はある意味では危機感のたつきある部門だと思ひますので、明確にもう一歩踏み出して出していかれる方が私はよろしいんじゃないかというふうに思ひます。

○国務大臣(田名部匡省君) おっしゃるとおり、私もそう考えておりますが、今も申し上げたように種類がとにかく多いということが何と云っても問題点の一つであります。

加えて、地域の置かれてある状況というものの背後の、漁業だけでなく、どういう環境にあるかという、例えば私の方は比較的水産加工が盛んですから、漁師の奥さん方が加工業に勤務しながらやる人もおれば、あるいはそういうところがなるところは夫婦でやるところもある。そういう実態にあるものから、固定的なあるいは画一的な将来像というのとはなかなか面倒ですけれども、おっしゃるとおり、私もはいずれにしても沿岸

漁業というものに最重点を置いてやっているわけですが、

しかし、大型の人たちもおりますので、アルゼンチンの方、フォークランドまでイカをとりに行っている人たちもおるし、それはそれとしてまた生かしていかなくちゃならぬという面があります。これは不安定でありまして、いつどういう状況になるかということもありますから、一番安全にやれるというのは、海に囲まれた日本の水域、この資源を最大限に生かすということがもう一番大事でありますから、どちらかというとそこにウェイトを置きながら、加工、流通、そういう場面も生かしながらやっていかなくちゃならぬというふうに考えておりますが、まだまだ問題点が多いので、幅広い観点からいろいろな可能性について勉強を積み上げてよりよいものにしていかなくちゃならぬ、こう考えております。

○風間組君 ありがとうございます。ぜひ絵にかいたもちにならないような、実のあるものにしていくようなふうにしていただきたいと思いますし、またそういう意味できちっと監視をさせていただきたいというふうに思ひます。

そういう意味で、担い手の問題でございますが、労働力の確保ということとはどんな産業でも大事なキーポイントになるんじゃないかというふうに私は思ひますので、そこで、文部省の方においでいただいておりますので、水産高校は北海道も三つ近くあるわけですが、水産大学あるいは大学の水産学部を卒業された方々の就職状況についてどのようになっているのか。また、学校を卒業したものの、結果的には漁業後継者あるいは担い手となっているかという、いないと予測されるわけですが、

つまり、例えば北海道のある水産高校を卒業した人に聞いてみました。何で水産高校に行ったのかという、変な話、都会部の高校よりも入るのに楽だと、まずそこが一つあったわけですが、それで、これは大変重要な教育の問題を含んでおりますので、それはそれで後の機会にしたいと思います。

て、それから、学校の教育の内容がいわゆる普通高校と比べてかなり楽であるというふうな、「まあ、何とか高校だけは出るや」という親のあれもあるというふうな声としてあったわけでございます。ですから、そういう認識で入っていらっしゃる方も事実あるということなわけで、そうすると、本当に漁業後継者のいわば最も青田になるはずの人材がそういう実態になっているということも考えられるわけですが、

まず、そこで、この数年間の水産高校、水産関係の大学の卒業生の方々がどのぐらいいて、漁業あるいは水産関係、単純に漁業と養殖と分けられれば、就業者はどのぐらいいらっしゃるんですか、ちょっと教えてください。

○説明員(寺脇研君) お答え申し上げます。今の御質問でございますが、まず水産高校の方から申し上げます。

昭和六十三年から平成四年までの、つまり昨年の卒業生までの数字を申し上げますと、昭和六十三年が、水産高校の卒業生数五千八十七名のうち、漁業等への就職者数ということで取りまとめておりますのが五百五十四名でございます。平成元年が四千七百七十七名の四百四十名、平成二年が四千七百七十七名の三百九十二名、平成三年は四千七百七十七名の三百四十二名、平成四年は四千七百七十七名の二百四十九名。率といたしますと、六十三年度が一〇・九％、元年が九・二％、二年が八・三％、三年が六・九％、四年が五・三％というふうな割合が下がってきておるといふ実情でございます。

また、水産関係の大学卒業生でございますが、昭和六十三年が千五百三十六名中、漁業就職者数として取りまとめておりますのが七十八名、元年が千五百二十四名中六十三名、二年が千六百三名中八十八名、三年が千七百九名中五十七名、四年が千六百八十五名中七十三名。率で申し上げますと、六十三年五・一％、元年四・一％、二年五・五％、三年三・三％、四年四・三％とはほぼ横ばいのような状態であるわけでございます。

○風間親君 非常に厳しい状況です。年々下がってきている。特に、担い手としては大学よりもむしろ水産高校へ行っていらっしゃる方が実際の担い手になることをねらうての高校だというふうには私は思っているわけですが、五、三％というのは大変な数で、絶対的に卒業生といましようか入ってくる方も少なくなってきたという状況ではあると思います。

そうすると、教育カリキュラムの問題にまで入って、それも一つのファクターになっていく可能性もあるのではないかと感じるわけですが、期待とやりのあるというように多少の差があるとおもしろさも含めて、学習的なものも含めてさだけじゃなく、実習の部分とかなんかも含めてそういうのがあっても、少なくとも水産高校に来た人たちが五％や六％の段階じゃなく、もっと一〇％、一五％まで上げていけるんじゃないかというふうに思っています。

そこで、カリキュラムの問題で、技術のノウハウだけじゃなくて、例えば商業高校であるとするならば簿記とか経営の部分にまで随分実務的なことをやってもらったわけですが、例えば漁組のいろいろな事業、信用事業とかさまざまな事業がありますけれども、そういう事業に卒業したらすぐ携わっていきけるような、そういうあり方が望まれると思うんですね。いわば漁業経営学科みたいなものですね。その辺については、何かあるというふうには聞いていますけれども、カリキュラムの問題、水産だけじゃないと思いますけれども、その辺はどうですか。

○説明員(寺岡研君) お答え申し上げます。水産高校に限らず、高等学校のカリキュラム、来年の四月でございますが、平成六年度の四月から新学習指導要領が実施になるわけでございます。この中で、今先生御指摘がございましたように、全体的な漁業の形態の変化、また漁業従事者の仕事の内容の変化にそぐいますような新しい教科内容を特に力を入れて新しく加えてまい

というように進めてまいっております。特に例を申し上げますれば、漁業経営でも最近ではコンピュータを使う、いわゆるマイコンでございませうけれども、そういうものを使いますように水産情報処理というように特に力を入れてまいります。また、今おっしゃったような意味で水産食品流通というような科目も設けまして、私どもとしても水産高校を卒業してすぐに入った高校卒業生のレベルで漁業に従事できるように教育内容を進めてまいりたいと思っております。

また、先ほど先生から御指摘がございましたように、水産高校へ進む生徒の問題というのがございます。これは中学校の問題でもございます。中学校で進路指導というのをいたしまして、どういう高校に進むか、どういうふうな道に進んでいくかというのをやっていただくわけですが、従来ともすればテストの成績、偏差値、そういう状況が見られておいて、例えば水産高校で言え、水産業に特に関心がないというふうな振り分けでそういうところへ行くというふうなことがあつて、実態が一部にあるではないか。

そういうことで、私もいたしましては、平成五年度から中学校の進路指導につきましてそういったテストの偏差値による輪切りの振り分けはやらないようにということを中学校にも強く現在指導しております。ございまして、さまざまな職業について中学校の段階で学び、そしていろいろな職業高校でいろいろな職業の役に立つような教育が行われている実態も十分承知した上で、子どもたちに高等学校を選ばせ、また高等学校へ進むためのお手伝いをしていく中学校での進路指導をさらに強く進めてまいるように進めておるところでございます。

○風間親君 わかりました。どうもありがとうございます。今度は卒業して実際に担い手として確保していく場合の後継者対策ですが、女性も相当いろいろな形で進出してきておられるわけで、私は卒業してすぐ四十八年から五十一年まで三年間、日高の横山という町の診療所に行っておりまして、朝大体三時から五時くらいに一家総出で、子供からお母さんそれからもうちょっと大きいお母さんまで総出で出ていらんな仕事をやっていると、そういう意味で女性の労働範囲というのは非常に広がってきていることも見ております。

ちょっと話がずれますが、ツブだとかいいのを食べて三時半から四時くらいに腹痛を起こして病院に駆け込んでくる、私はその間寝ておられるわけですが、たまたま起きこきまして診察するわけですが、あれ、こんなうまい物を食べて何なんだといううなことを怒りながら診察した記憶があるわけですが、いずれにしても、女性の従事者の担い手が水産業あるいは漁村の活性化に大事な視点になってくると思うんですけれども、女性従事者の担い手の実態というのはどういうふうになっているか、水産庁の方にお聞きしたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 私どもの方で把握している漁業就業率の中に占めます婦人の就業率は約二割でございます。六万五千人という数字があります。ただ、これはいわゆる海上労働に近いわけでございますので、このほかには当然のことながら、今先生もお触れになりました漁獲物の運搬とか選別とか、そういう陸上での関連作業などに従事している婦人も含めるとこの倍以上の数字になるのではないかと思います。

それから、最近の漁業はどちらかというと、先ほどから申し上げておりますように、つくり育てるとか資源管理型とかいうことになってまいります。婦人の参加ということ、それは婦人の立場でいろいろな形できめ細かさとかあるいは経済観念の強さみたいなことから地域によってかなり重要な部分を婦人が占めているというケースが出てきております。特に、資源管理型漁業ということで進めていく上で立派にやっている地域におきます婦人の位置づけというのは非常に高いものがあると思っておりますので、私どもも他地域との交流とかあるいは漁業そのものの技術あるいは経営分析といううなことに関します指導、あるいは研修でござい

ます。こうしたものを進めるべく一つ事業を組んでおりました、そういう形で婦人の参画をいろいろな形で進めたいと思っております。それから今回の改正で、改正直接ではありませんが、私どもがこれを契機に進めたいと思っておりますが、正組合員への婦人の取り組みといいますが、そういうこと、あるいはでき得れば役員へ婦人を何とかふやしたいといううなこともこの機会を契機といたしまして指導、あるいは系統としても取り組んでいただきたいということをして私ども進めていきたいと思っております。

○風間親君 北海道の漁協の婦人会というのが百三十七部会あるわけですが、漁組が約六十で、百三十七部会、部員数が二万四千四百人いらっしゃるわけですが、先週の日曜日に日本海沿線にお伺いしたわけですが、入ってくる婦人部活動としての目標はあるわけですね、消費者の方々に魚を食べてもらうためにというね。

医師としての立場から、女性が骨粗鬆症という骨が太根のすのようになってだんだんだんだん移動性の痛みが起ころたりいろいろあるわけですが、そこで今までの経験から、特に青物の魚に含まれているドコサヘキサエン酸とかエイコサペンタエン酸、これは大変いいのもっとPRしたかどうかという話をこちらからしたんですけれども、その辺が男性の方々に言ってもなかなか通らない、一つの漁組で話を持っていてもどうも女性の意見が通りづらいということがあったわけですね。それから、さっきおっしゃった異業種といましようか交流ですね。あるいは漁組の婦人部の方にお聞きしましたら、結構仲の悪い漁協があっ

て、そのパイプ役、いわばクッションの役目を果たしているのはむしろ婦人部なんですというふうにおっしゃって、協同組合間の提携を踊りだとかなんか文化を通じて、そういうことで漁組合の一つの推進役になっているんですという自負をお聞きしたわけです。

これは大事なことで、男ばかりでやっているとどうも目の前にある魚の量と金の問題だけでうまくいかない部分が、このところまた一つ機能的な働きとして婦人部の方々の活動というのは注目していかなきやならないし、またそれを手助けしていきけるような形にしていただければいいというふうに思います。

そこで、沿岸漁業改善資金のうちの生活改善資金貸し付けですが、これは相当低いわけですよ。もちろんそれ以上にかかるお金の方が大きいからなんでしょうけれども、婦人・高齢者活動資金というのがあると思いますけれども、余り婦人の方に回っていないわけですね、二カ所しか聞いてないんですけれども。だから、これはどういふふうに使われているのか、何をするのに使ったのかというところはきちんと押さえている必要があると思いますけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(川合淳二君) この資金は、今御指摘のように余り使われていないのが実情でございます。今、先生がまさにおっしゃいましたように、なかなか男社会と申しますか、その中で御婦人の発言が出にくいというふうなことで、具体的にどういふことが行われにくいのかというところもありませんけれども、どうもそういう面が非常にありますようにございます。

私も、この資金につきましては、今後とも本当の需要というのはどういうところにあるか、実は農業につきましてはこの生活関連の資金は既に共同利用したいなところとめていっているわけですが、漁業につきましても個人利用施設みたいなところまでまだ道を開いているわけでございます。そういうこともありますが、なお余り需要がないというふうな面もありますので、今お

しゃられましたような横断的な婦人部活動の中からは必要なものが出てくれれば私も思っておりますので、なかなか情報を十分に把握していないことは私も反省すべき点でございますけれども、今後ともその辺の本当の求めているものが何かということをもうちょっと私もアンテナを高くしたいと思っております。

○風間組君 予定の質問になかったことなんですけれども、そういう意味でやっぱり足を現場に運んでいただきたいと思います。そうするとわかりますから、お願いしたいと思っております。次に、養殖のことについてお聞きしたいと思っております。

私の札幌のすぐ近くには石狩川が流れておりまして、ヤツメウナギを養殖しているんですけれども、余り規模的には大きくないんですけれども、これがまたおいしいんです。養殖の日本の全国の実態について、まず本当に簡単に結構ですので教えていただきたい。

それと、今回、養殖漁場環境適正化管理協定という新しい協定制度を前提としたことを考えていらっしゃると思いますが、きのういろいろ水産庁の方に聞いたら、これからやることだということだったわけですが、例えば複数の漁業者が決めるのにどのぐらいの範囲を決めているとか、あるいは海域の広さはどうか、種類はどうか、あるいは養殖の収獲量の量的規制はどうか、こういったものについて望ましい、あるいは許容範囲とかということ想定して初めてその協定なるものをこれからやっていくように指導していくんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 養殖関係でございますが、簡単に申させていただきますと、ウエートから申しまして海面漁業、これは遠洋から沖合すべてを含んで金額で言うところと既に二五％というシェアにございます。既に遠洋漁業をはるかに抜いている規模になっております。そういう規模になって

おりますが、一つ私どもが懸念しておりますのは、養殖によります過密養殖とか、生えを給餌しているというふうなことにによります海の環境に対する問題でございます。本来、漁業は環境に対して非常に敏感であり、かつ環境を守るといふ役割を果たしているわけですが、養殖関係につきましては十分注意をいたしませんとやや加害者のな役割を果たすこともあり得ると思っております。

したがって、今回この無利子資金の改善資金を通じまして、その点の改善なり普及を図ろうとしているのが今先生お触れいただきました環境対応型の養殖推進資金でございます。これは先生幾つかの基準についてお触れになりましたけれども、先ほど来大臣からもお話しいたしましたように、それぞれの地域で条件が異なりますので、これはこれから私どももそうした規模の広がりあるいは関係漁業者数などを決めていかなければいけません、なるべくそういう意味では弾力的につくっていかないと機能しないのではないかと考えています。

考え方としては、例えば一定の養殖施設の配置の関係、これは過密にならないというような意味での密度の適正化、あるいはえさの内容、一番いいのは浮くようなベレット状のえさにするということとか、一方で漁網にいろいろな付着物あるいは菌などがつかないように防汚剤を使っているわけですが、これについても規制をしないといけない面もございます。そうしたものが適正に使われるよう、そういう取り決めに前提とした施設なり機械の導入につきましてこの資金を貸したいということを考えているわけでございます。

○風間組君 わかりました。これはもうちょっと詰めないと、実際に今おっしゃったように地域地域、その種類によって本当に弾力的につくっていかないと、同じハマチでもここの地域とここの地域では違うわけですから、そのことをきち

と綿密に立てていかなきやだめだと、そういう意味できちんとした指導をしていっていただきたいというふうに思います。

次に、漁協の合併の問題でございますけれども、北海道の場合は今沿海が百二十九、業種別が十二で六十組合あるというふうに教えられました。いつのデータかちょっと忘れちゃいましたけれども、要するに何を言いたいのかといいますと、一市町村に六つあったり七つあったり、あるいは一組合でずっと広い範囲の複数の市町村にわたる漁組が八組合ぐらいいあるわけですが、だから北海道の場合は一県一漁協構想というのは非常に現実的には厳しいというふうに思うわけです。

どのぐらいの地域を単位に合併を進めていくのか、北海道に関してでございますけれども、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど来御議論がございまして、現在新市町村未滿のものが八割という現状でございますので、一県一漁協という目標はかなり高い目標でございます。とりあえずまず一市町村に一漁協ということを実現して、次のステップとしてという段階にあるかと思っております。

ただ、その場合におきましても北海道はかなり広い地域でございますし、また海城も非常に広範囲に、しかも太平洋、日本海、オホーツク、津軽海峡というふうなふうにわたっておりますので、これは本州と同じような形で考えることは適当ではないと思っております。私どもが承知しておりますのは、まず当面一市町村一漁協というふうな合併、これは檜山支庁管内などでは考えているようにございますが、そういうふうなことも一つの目標としておりますので、先生御指摘のように、すぐに一県という目標は実現できないにしても、北海道の場合は若干連立案というものが想定され得るのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、この辺の姿というのは自主的に道の系統組織の中でお考えいただくこととでございますが、具体的に持っている数字とし

ては平成九年度までに今の百二十九を九十三にするという第一ステップのことを私どもはお聞きしております。

○風間組君 そこで、先日も参考人の方からの話もありましたが、私も留萌の漁組の職員の方に先週の日曜日に行ってお話をいろいろ伺ってきたわけです。

留萌というところは管内十単協あるわけですが、れども、多いところでは四人、少ないところでは一人の組合職員の方がいらして、合併に対しての展望を幹部の方から十分な組織的な説明を受けていないというところがありました。そういう意味で、私の身分はどうなるのという不安な部分を抱えているというのが漁組の職員の方の声にありました。このことについても指し示していかなければならぬ。それを単に水産庁が北海道の漁連あるいは道に振ってもしょうがない部分があると思うんですね。だから、その辺の指導をきちっとしていただきたいというふうに思うんですけれども、どうでございましょうか。

○政府委員(川合淳二君) あくまでもこの合併の問題は系統組織、一番基本は個々の漁業協同組合がどう考え、どう行動していくかというところが出発点でございまして、系統組織の中で合併についての取り組みをどういうふうにしていくかということが一番大事だと思っております。

今お聞きしておりますのは、例えば県、道段階、そして市町村段階あるいはもう少し広がつた地区段階というようなところで合併のための推進協議会のようなものをつくって推進していくというところのようございまして、そういう段階では将来どういう姿の漁協をつくっていくかということについての目標なり計画というものを指し示しながら、それは当然のことながら役員、職員そして組合員に対してよく説明をしながらこの問題に対応していただかなければいけませんので、私どもとすれば、そうした系統組織がみずからそういうものをつくることのお手伝いをするという立場でなければいけないと思っております。

○風間組君 そうなんです。だけれども、一番身分上実際に漁組の活動をやっている職員の方に伝わっていない部分があるというところで、そこをきちっとしていただきたいということです。

○政府委員(川合淳二君) そういう危険性は十分にあると思っております。役員がこの問題についての取り組みが非常に弱いということ、自分の御意見をお持ちになつていないということ等があるかと思ひます。そういう意味では、系統の中よく役員さん方に対するこの問題についての問題意識というものを浸透していただくという努力が必要だと思ひますので、御指摘の点についてもよく系統組織の中で受けとめていただくように私どもも指導したいと思っております。

○風間組君 よろしく願ひします。

次に、イカゴロの海中投棄の問題でお尋ねしたいと思ひます。

北海道の道南に上ノ国町というところがあります。平成三年の九月に、上ノ国漁協の組合関係者と地元の水産加工業者がイカゴロと呼ばれる、要するにワタ、内臓を海中に不法投棄したとして海上保安部から摘発された事件でございました。その後の経緯と現在のイカゴロの投棄の実態についてまずお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 私どもがお聞きしているところでは、平成三年の九月に加工場から排出されますイカゴロを海洋に投入したわけでございます。これは漁業者側からすれば、よく御承知の点でございますけれども、いそ焼けと申しますか食養対策として有効ではないかということで投棄したものでございまして、海上保安部はこれは産業廃棄物の海洋への不法投棄であるというところで、今おっしゃられたようなことになったわけでございますが、両者間に意見の対立があったというふうに承知しております。

○風間組君 廃棄物かえさかという問題だということで見解がそれぞれ違うということだというふうには思ひますけれども、その問題を追及するんではなくて、実際に食養策のために今まで漁民の

方々がイカゴロだけじゃなくて、いわば小魚も含めて大魚をとるために投げておった事実はあるわけです。しかも、経験的に投げますと、私だつて釣りに行ったら投げたわけですよ、おいでおいで魚さんという感じで。それは、私の投げただんがが産業廃棄物なのかというのを考えてやっているとわけじゃないわけで、とにかく現場では経験的な学習のもとにやってきた。確かに投げれば集まると思ひている方がたくさんいらして、ある意味では現実的に試験投与をやっているわけですから、漁民の方が。

それで、水産庁の方にお聞きしましたら、イカゴロの有用性とか、環境に悪影響を与えないことが科学的に証明されるような試験を今やっていますと。それと、もう昭和五十九年から利尻、礼文、稚内、一番北にあります島で魚かすによる実験だとか、乙部町というのがあるんですけども、ここでイカの内臓の実験だとか、あるいは稚内市で水産加工の過程で生ずる煮汁に無機肥料を添加した実験とかをやっているわけです。これについてのデータが水産庁に上がってきているかどうかわかりませんが、いずれにしても、計画書をまとめて今瀬棚町とそれから松前でしたか、やっていますと。結果といひまじゅうか途中報告が出るように聞いております。

私はこの問題については、要するに現実に経験的にやっています漁民の方々が実際にきちんとしたデータはとれないと思ひます。ただ単に目で見て、あるいは網にかかっただけで多量に多かったかという観点であります。国がもっと例えばどこかの区域を決めて、あるいは国立大学の研究部門とタイアップしてやっていくべき問題ではないかというふうに思ひます。資源のいわゆる再生産性をきちっと考えるならば、その辺はいかがですか。

○政府委員(川合淳二君) 今のお話の点につきましては、北海道庁で試験地を設けてまして、その試験データを採集中でございまして、北海道庁によりましてこの試験を三年から五年間継続したいと言っているようでございます。私どももこのような動きにつきましては、よく道庁とも緊密な連絡をとりたいたいと思ひます。

いそ焼けなどの食養策につきましては、今先生がまさにおっしゃられた点でございまして、けれども、これまで現地でいろいろな試みといひますが、がございまして、例えばこの原因につきましても幾つかの説がございまして必ずしもはっきりしてないでございまして、例えば海藻などをウニが食べてしまうというようなことがあったりしまして、私どももいたしましては沿岸漁場整備開発事業というようなものがございまして、これは寿都でございまして、それでモデル海域をつくって取り組んでいるところもございまして。

そういう意味で、道庁と私どもといひろいなる形で分担しながらこの問題に取り組んでおりますので、なかなか因果関係が必ずしも出てこない点がございますけれども、今後ともそういう形でよく連携をとって取り組んでいきたいと思ひます。

○風間組君 ぜひとも、今の寿都だけじゃなくて、これは成功しますといひまじゅうか学術的にあれますと、私は日本がそういう部分である意味では先端的な立場をとれる世界に冠たるものをつくっていくべきでないかという思ひでおるんです。何しろ生き物相手に、そして動いているものの中で研究するにはやっぱり現場だけでは難しいわけです。経験的なことでしかないわけですから、だからやっぱり国がそこそこをもう少し、一年、二年のレベルではないにしても、大きな問題であるのではないかとこのように思ひますので、ぜひタイアップしてしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○林紀子君 まず、私は漁協合併についてお伺ひしたいと思ひます。

前回の漁協合併助成法の改正の際に、全漁連で

は五年間で二百件七百組合の合併を計画し、当時の水産庁長官は、非常に大きな数字だけれども、お互いに汗を流してそういう方向に進めたいとお答えになりました。ところが、この五年間の実績を見ますと、二十三件八十一組合、合併は極めて低調で、達成率は一・五％ということになっております。

先ほど質問がありましたけれども、この原因はどういうものかというのを聞きたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) この点につきまして、私も、アンケートと申しますか都道府県から意見を聞いたものがございまして、それによりまして、「組合役員間の合併に対する意欲の弱さ」あるいは「財務内容の格差」、「組合間の漁民感情の対立」、「それから漁業権行使等についての利害の対立」、「経営規模の相違」といったようなところが上から五つの原因ということで回答が寄せられております。

○林紀子君 そうしますと、そういう原因に対応した解決策というのが零細な漁協を合併していくという上には大事なんだと思うわけですが、そういうことはされないで、全漁連は一県一漁協を基本イメージに広域的な合併というのを進めようとしております。このことについては、どういふふうにお考えになりますでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 私は、去年十一月の全国漁協大会の決議は、一県一漁協を含む広域漁協への統合を将来目標としつつ、一市町村一漁協の早期実現を目標に合併の推進ということで系統は取り組んでいるというふうに承知しております。まず、一市町村一漁協の早期実現ということを一歩最初のワンステップの目標にしているというふうに理解しております。

○林紀子君 合併ということでは、上からの押しつけではなく自主的なものというのが一番大事だと思っております。組合員の意思と地域の実情に基づいて、漁民の利益、漁協労働者の要望が考慮された合併、こういう合併が必要だと思っております。

が、水産庁はこうした自主的な漁協合併を援助するものでなければならぬと思うわけですが、その辺はいかがでしようか。

○政府委員(川合淳二君) 当然のことながら合併するのは漁協でございまして、漁協の自主的な意思がない限り合併は実現できないと思っております。そういう意味で、私も今先生がおっしゃったことに異議を挟むわけではございませんけれども、ただ、今までの経過は、先生冒頭に御発言いただいたように、非常に合併が進まないで規模が小さいままになっているわけではございません。これは当然のことながら漁協の自主性にまつところはありますけれども、関係者一丸となって合併に向けて進まなければいけないということでもあらうと思っております。

○林紀子君 水産庁長官は、公共事業を執行する際に合併する漁協を対象とした優先施行を検討している、また来年度から始まる次期漁港整備計画の策定に当たっても漁協合併に十分留意していく、こういう発言を一月の二十八日の漁港関係主務課長会議でなさったというふうに報道されておりますけれども、そういうことでは自主的な漁協合併という趣旨からは反するのではないのでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 各種事業も当然のことながら申請主義でございまして、各関係者がその事業をやりたいということで私どもに出してくるわけでございます。それと今話題になっております漁協合併は、先生が御指摘のように四十二年以来かなり低位の結果しか生んでいないわけでございます。しかもここへ来て系統組織を挙げてこの問題に取り組みもうという機運も出ておりますし、またある意味では待ったなしの段階にまで来ていると思っております。

したがって、私といたしましては、こういう漁協合併を意欲的に進めようというところにつきましては、同時に公共事業などの執行を希望している地域につきましては優先的にやって、その合併を推進すべきだという考え方を今お話しさせていただきます。

議で申し上げたところでございます。

○林紀子君 そうしますと、あくまで申請であるということ、公共事業で上から誘導するということではないというふうに承りました。

そうしますと、それぞれの漁港の事業には採択基準というのが決められているわけですね。ですから、こういう採択基準に漁協の合併を追加するというようなことはないわけですね。それからまた、漁港整備計画には計画課題というのが掲げられているわけですね、この中に漁協合併の促進を課題として掲げる、こういうようなことはないと承っているわけですね。

○政府委員(川合淳二君) 私は、漁協の規模にもよりますけれども、現在置かれております漁協の零細性から申しますと、漁協と関係するそうした漁港も含めまして、合併が必要となる場合にはそれは非常に大きな課題であるというふうに考えるべきだというふうに考えております。

○林紀子君 大きな課題であるというのはわかりますけれども、そうしましたら、こういう文面の中に追加をするということですか。

○政府委員(川合淳二君) 具体的な基準なりなんなりはこれから検討でございしますが、私はそういう視点は必要であるというふうに考えております。

○林紀子君 そうしますと、やはり先ほど来の合併というのはあくまで自主的にという、そういうお言葉に反するのじゃないかと思うわけですね。公共事業を材料にした上からの押しつけの合併というようなことになりまして、それが本当に漁民のための合併になるかどうか、そこところは大変大きな疑問が残るところではないかと思うわけですね。

それから、全漁連の一県一信用事業の統合についても伺いたいと思うわけですが、この問題については、東京水産大学の加瀬和俊助教授が「月刊漁協経営」という中で批判的に意見を述べられております。また、同じこの雑誌九一年五月号には、投稿という形で系統団体の職員が「漁協系

統信用事業の方向はこれでよいのか」と、実際に携わっている立場から批判をしているわけですね。

私は富山県の水見漁協を訪問いたしましてお話を伺いました。ここは全漁連のパンフレットの中でも漁協合併調査報告の中での優良事例という形で紹介されているところです。この水見漁協の貯金高は七十億円。ところが富山県の一漁協平均では二十億円だということです。こういう状況の中で、水見漁協は今までの貯金を利用できない、自主運用できないということになるのではないですか。そうしますと、信用事業以外の事業まで信漁連によって規制される、左右される、こういうことになってしまっているのではないかと思います。

水産庁は、この一県一信用事業統合をどのように考えているのか、またその支援策はどうするのかというのを聞かせたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 信用事業につきましては今進められております金融の自由化ということと無関係には考えられないわけでございます。現在の一組合当たりの貯金残高十二億、信用事業担当者一・九人という規模では、これは信用事業を遂行する上で実際問題として非常に困難と言わざるを得ないと思っております。

したがって、これをどうした規模まで広げるかということでは合併とそれから事業統合というような手法があるかと思っております。一県一信用事業体構想ということを系統組織も出しておりますが、これはもちろん画一的な問題ではございまして、その置かれた地域の状況、県内の状況によつてそこは系統の中で考えていただく問題だと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、現在の規模では信用事業という形で進めるにいたしましては余りにも小さ過ぎる、これを何とかしないといけないというのが関係者が共通して考えていることだというふうに私も考えております。

○林紀子君 もう少し伺いたしたいのですが、時

間がありませんので、次に防衛施設庁の行っている漁業補償について伺いたいと思います。

まず、防衛施設庁に来ていただいておりますのでお伺いいたします。

漁業補償金について、関係漁業者に対して資格があるかどうか、本日に漁業を営んでいるのかどうか、こういうことについてどのような調査を行って支払っているのか、お聞きしたいと思っております。

広島防衛施設局は「所得額等確認資料の提出要領」というものをつくっておりますが、この中で、所得額を証明する資料として仕切り書か水揚げ記録、経営費を証明する資料、こういうものを申請者全員が必要とするとしておりますが、資料が必要というところは間違いありません。

○説明員(中村弘君) 御説明申し上げます。

当庁が行っております漁業補償の受給資格者は、漁船の操業制限法、詳しく申し上げますと、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限法、及び自衛隊に関係しましては、自衛隊法第五十五条に基づきまして設定された制限水域において従来、従来と申しますのは制限水域が設定される以前という意味でございますが、従来適法に漁業を営んでいた漁業者をいい、その審査に当たりましたは、漁業の許可証であるとか、漁船の原簿、それから組合員の名簿あるいは操業状況を確認できる証明資料、例えば魚類を販売した場合であればその伝票であるとか、漁具を購入した領収書、こういうものにより確認し、他方、制限水域内に漁業権あるいは入漁権が存在する場合におきましては、関係漁業協同組合との契約により漁業権等の権利の行使制限を行いまし、漁業を営んでいるすべての漁業者を受給資格者というようにして、その審査は先ほど申し上げたように、同様な方法をとっているところでございます。

○林紀子君 広島県の呉市に広島漁協というのがありますが、この組合長は資格のない漁民に対して

も資格があるように偽装している。組合長は、防衛施設局から組合員に交付されている補償金額は、八八、八九年度と比べてみると、実態に従った申請をする従来の一割ぐらいしか本当ではないんだと、こういうことを言っているわけなんです。現実には一九八九年度には申請人六十人、申請額七百八十万円であったものが、九二年度の申請額は九人、八十万円に激減をしているわけです。

そこで、広島防衛施設局が行っている呉市のこの広島漁協に対する漁業補償に対して会計検査院が検査を行ったというふうに聞いておりますけれども、どういふ結果であったかというのを御報告いただきたいと思います。

○説明員(小野田博君) お答えいたします。先生お尋ねの広島漁業協同組合に対しましては、漁業補償に付しましては、本年一月に実施いたしました広島防衛施設局の会計実地検査の際に調査を行ったところでございます。

調査の結果を申し上げますと、補償金の受給者の中に補償対象者として認定すべき証明資料を欠いている者が見受けられました。そういうことでありますので、本院といたしましては、これらの者については個別に漁船操業の実態を確認すべきではないかというふうに当局に、広島防衛施設局に指示いたしましたところでございます。

そして、これを受けまして当局で再調査をしたわけでございますが、受給者の中には、病気の等のため実際には操業していなかった者とか、あるいは補償対象漁業以外の漁業に従事していた者が含まれておったというわけで、そのような報告を当局から受けているところでございます。

○林紀子君 調査をなさったということですが、これも、その調査というのはまだまだ不十分な面があるというふうに現場では言っているわけですね。防衛施設局は会計検査院に言われて調査をしたわけですが、先ほど、一九九二年の七月二十一日にその調査が組合事務所で行われました。この際、補償対象漁船、一本釣りや建て網や

底びき、これを操業していない例えはノリやカキなどの養殖業者に対して、一本釣りをしているように言えばよいと、虚偽を述べようという面接の前に理事が組合員に教えて、施設局の係員も必要な書類があるかないかも調べなかった、真相をつかもうとしないでいなかっ、こういうことが報告されているわけですね。そのときこの理事といふのが実際にカキやノリの養殖業者に対して、あんな、カキをされているけれども、それは補償の対象にならないというのをしゃべっている録音テープがあるわけなんです。その録音テープを起こしたもののというのを私はここに持っているわけなんですけれども、そういう意味では本日に施設局の係員といふのは真相を調べるといふ立場でやったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○説明員(中村弘君) 御説明申し上げます。先ほど申し上げましたように、広島漁協にかかわります漁業補償に關しましては、検査院等の御指示もございまして、こういうことから、先生言われておりますように、昨年の七月から八月にかけてまして、補償対象者一人一人の対面方式という形をとらせていただきまして、操業の有無の実態についての聞き取り調査を実施しました。

また、漁業者の都合によりましてその対面調査ができなかった者につきましては、調査票をつくり、それに記入していただくということで組合に依頼し、それについても提出していただいたというところでございます。

それで、この調査に基づきまして、この平成五年の二月に、病気の等のため以前から操業を行っていないと証言していた者、あるいは申請と実際の操業に違いがあるんじゃないかという者について、それぞれ補償対象者一人一人と対面方式によりその操業の実態の再確認を行いました。例えば、病気の等以前から操業を行っていないと証言していた者などにつきましては、その入院先の病院へ行きまして確認するとか、また申請と実際の操業に相違のある漁業者につきましては、漁船

あるいは漁具、こういうものを確認することによって、その操業の実態ということについての確認をしたところでございます。

以上のような調査を行った上でのお話であるわけでございますが、先生御指摘の受給対象外のノリとかカキとか、いわば養殖業者であるわけですが、それらについてはいまだにその補償金を返還してないという話でございますが、この点につきましては、ノリあるいはカキ養殖業者でも、片や対象となっておりまして一本釣りなどの補償対象漁業の種類をわざわざ操業しているという場合には、当然補償の対象として受給資格を有している者でございますので、これらの対象漁業者に対しては適正に補償されているという考えであります。当庁の調査によれば御指摘の事実はないというところで我々は承知しているところでございます。

○林紀子君 面接できなかった者については組合に任せたとお話を聞かれましたが、その組合長や理事が虚偽の申請をしようというところでやっているわけですから、そこに任せても真実というものは明らかにならないと思うわけですね。必要な書類による調査というのがいまだになされていないというふうに思うわけですね。

この結果、補償金を返還したのは、いや、自分はカキしかやっていないから、そのことは本当を言っていると、真実を述べた十三人分だけ百五十九万円なんです。組合では組合長はそのほかカキ業者などに真実を申告させないわけですから、多数の虚偽受給がある。正直者はばかを見るというようにな形にさせてはならないと思うわけですね。

ですから、もう一度公正な調査をみずからする必要があると思っておりますので、その点を強く申し上げておきたいと思っております。そして、会計検査院にはお願いなんです、広島漁協が受け取っている漁業補償については、資格のない漁協組合員が組合長や理事の言うままに資格があるように偽装工作が行われている。防衛施設局も必要な調査を今申し上げましたように行わ

ないで、癒着をしているのではないかと、こういう疑いもあるわけです。この防衛施設庁が行っている漁業補償というのは、九一年度全国で四百四十四組合一万四千人、金額で三十四億円にも及んでいるわけですね。漁業補償が適正に行われ、本来補償を受けるべき漁民に補償が適正に支払われるように、運用上の改善というものが今後指導していくべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○説明員(小野田博君) 確かに先生おっしゃるとおり、広漁協に対する漁業補償につきましては、受給者に対する審査が必ずしも十分でなかった、裏をとることを怠ったという面があると思われまが、本院といたしまして、こういう観点からの検査、あるいは交付の系統や制度面さらに改善の余地があるかどうか、その運用が適正に行われているかどうかといった点につきましては、引き続き先生の御指摘でもございますので、引き続き力を入れて検査を行ってまいります所存でございます。

○林紀子君 運用上の改善ということもきちんと書類をもって調べるというようにことも指導していただきたいと思います。

この件に関しまして最後に水産庁にお伺いしたいと思うわけですが、まず組合長の問題なんですけれども、この組合長というのは漁民ではないんです。スクラップ業者で、そして員外理事という形でここに入ってきているわけなんです。今回の改正では員外理事がさらに拡大されるということになっておりますけれども、こういった事例を見ますと、この問題というのは大変大きいのではないかと思うわけです。

そして、組合員の資格についても、組合長自身はこういう形でありながら、自分の意向に沿わない漁民を、正組合員の資格がある者を準組合員に落としてしまおうというような、大変横暴きわまりない運営を行っているわけなんです。この漁協は、経済事業も信用事業も行っていない、ただ漁業権を管理するだけという漁協なんです。です

から、現在のように漁業補償金の受け皿となっているような漁協がなくなってしまう。それで、漁業補償金をめぐって組合長がさらに不正な受給をしている。こういうふうには大変大きな問題があるところなんです。広漁協に対して水協法に基づいて適正な運営をきちんとしてという指導を行うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 今お聞きした点について、個別の漁協でございまして、私も具体的に承知しておりませんけれども、組合員の資格につきましては、審査の公平を期するために、理事会の諮問委員会として委員会を設けさせるなど、従来から都道府県を通じて指導を行っているところでもあります。

また、補償金につきましては、その配分につきまして適正を図るために配分に関する委員会などを設置いたしまして、配分の基準を総会決議するなど、補償金などの配分が公正に行われるように、これも指導しているところでございます。

一般論でございますが、今お話しのような組合は非常に零細なところに問題があるかと思えます。私も今お聞きしております、やはりこういう点からも今度の合併というのは非常に大事ではないかと思っておりますので、そういう面でも対応させていただきたいと思っております。

○林紀子君 それはかなり我田引水ということなんじゃないかと思うわけですね。零細だからではなくて、適正な運営が行われていないということに一番問題があり、それをきちんと指導していただけないかというところに大きな問題があると思うわけです。

最後に一点、今広島は二年続きで貝毒被害というのが出ておりますので、その問題について何っておきたいと思えます。

貝も漁業団体でも、自主検査によってこの貝毒早期発見、そういうことで被害を最小限に食い止めようと努力しておりますが、原因究明とヘドロの堆積など環境汚染を含めた抜本的な対策が求められていないかと思えますけれども、その点に関して

お答えをいただきたいと思えます。

○政府委員(川合淳二君) 非常に憂慮すべき点でございます。広島におきまして麻痺性の貝毒の検査の結果、規制値を超えて自主規制がとられております。この原因につきましては、貝毒が特定のプランクトンを摂取することによりまして中腸腺等に毒を蓄積するところまではわかっておりますけれども、この発生機構等については不明な点が多いわけでございます。今後の研究にまつところが大きいわけでございます。

水産庁といたしましては、この点につきまして従来から重点的に対策それから監視事業をやっております。あるいは毒貝予知手法の開発などにつきましても、あるいは毒貝予知手法の開発などにつきましても、平成五年からはさらに拡充して調査を行っております。一日も早くその点の解明をしたいと思っております。現地ともよく連絡をとりながら対応していきたいと思っております。

○星川保松君 初めに、海の環境保護についてお尋ねをしたいと思います。

今回の旧ソ連の放射性廃棄物の日本近海への投棄の問題であります。この旧ソ連の今明らかになった報告書によりますと、日本海を含む極東海域には水深一千メートルから三千七百メートルの計十カ所の投棄海域が指定されて、六六年から放射能にして約六百八十五兆ベクレルの大量の放射性物質が捨てられたと、こう言われておるわけでありまして、この十カ所の捨て場というのはいずれも旧ソ連の領海内ですかそれとも公海でもありますか。

○政府委員(川合淳二君) 御質問でございますが、私もその辺について詳細なところはまだ把握しておりません。

○星川保松君 詳細を把握していないということでは困ります。これには例えば北緯四十度十分、東経百三十一度十五分とか、これが出てくるわけですよ。これははっきりもうつかんでおかなきゃいかぬと思うんですが、早急にこれは把握してください。

○政府委員(川合淳二君) 私ども、この問題についての検討会に担当課長などを出席させておりますが、私も聞いておりますところでは、現在いわゆる白書が出されまして、それについての解析をしているというふうに関心しております。その正確な位置というのについて私どもはまだ承知していない現状でございます。

お話をさせていただきますので、一日も早くその点は承知しなければならぬと思っておりますことはそのとおりでございます。

○星川保松君 これは経度と緯度を出しているわけですから、すぐつかめないわけがないんです。それで、「原子炉が投棄された」とみられる海域周辺では、日ロの共同事業でマダラ漁やイカ漁が行われている可能性がある。」と報道されておりますが、行われておりますか。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど申しましたように具体的な位置関係が必ずしもつまびらかでございせんので、そういう可能性を否定することはできませんが、私もまだそこまで正確にはつかないわけでございます。

○星川保松君 どうも対応が遅いような気がします。

私もこの質問に当たって地元の山形県漁協に行っているいろいろお話を聞いたんですが、どうもイカ漁などがそっちの方に行っているような話があったんです。

○政府委員(川合淳二君) お話しのとおり、その辺の水域で例えばイカ漁あるいはえ縄などが行われているという可能性はあることは事実でございます。しかしながら、それが正確に私どもがどの位置でどういう関係になっているかということについてまだ知り得ない状態にあるということでございます。

○星川保松君 それで、今度は科学技術庁にお伺いしますが、この核廃棄物の海洋投棄についてヤプロコフというロシア大統領顧問が七日に毎日新聞のインタビューに応じたということでありま

が、この中では、いわゆる固体の廃棄物とそれから液体廃棄物を投棄したと、こういうことなんですね。それで固体の廃棄物の方は、例えば作業用の手袋、帽子、服など、こういうものは金属製のコンテナに入れて海洋投棄したところ、そのほかの液体廃棄物はそのまま捨てたんでしょね、これは「投棄後二、三時間で海洋中に溶解し、検出は不可能となる」ということですから、これはそのまま捨てたというふうに見えていいでしょうか。

○説明員(折田義彦君) ロシアの放射性廃棄物の海洋投棄につきましては、現在白書を分析しておるところでございます。

それで、詳細について確定的なことを申し上げる段階ではございませんが、我々、白書を分析あるいは検討した結果でも、液体廃棄物についてどのように具体的に投棄しているか等についてはまだその詳細を、白書の内容から見て確定的なことが、はっきり具体的にこういう投棄をしているというところについて明確でございせん。それは、白書という資料をもとにして検討しただけの結果ではそれ以上のことはちょっと申し上げられないという状況でございます。

○星川保松君 どうも私は反応が遅過ぎるという気がしてならないんですが、ここではっきり言っているわけですよ。「投棄後二、三時間で海洋中に溶解し、検出は不可能となる」というんですから、そのままこれは捨てているんですね。

○説明員(折田義彦君) 推測でございせんが、白書のその文面だけを見た限りでは、直接液体のまま捨てているのかあるいは何かの容器に液体廃棄物を入れて捨てているのか、そこら辺はまだはっきりとはわからない点でございます。

こういう点につきましては、関係省庁の御協力を得ながら疑問点を今取りまとしておりまして、それをロシア側に問いただすというふうな方向で作業をしております。

○星川保松君 これ、「海洋中に溶解し、検出は不可能となる。」なんてのんきなことを言っている

すけれども、食物連鎖ということで、プランクトンがごく少量の放射性物質を食べる、それを今度は魚が食べる、その小さな魚を今度はさらに大きな魚が食べる、あるいは海草に蓄積されたものを魚が食べる、そういうたびにそれが何千倍というふうに濃縮されるというんです。

○政府委員(川合淳二君) 私どもといたしましては、従来から近海におきます放射能調査を、これは日本海でございせんが、行っているわけでござい

○星川保松君 それから、このヤブコフさんの用意がある、こう言っているというんです。これについては科学技術庁はどういう対応をしているんですか。

○説明員(折田義彦君) 政府の放射能対策本部幹事会で海洋調査につきましてはいろいろ検討しております。先ほど水産庁の方からお話があったようなことで四月十八日から海洋調査を始める予定でございます。

ただ、ロシア側との共同調査につきましては、これは外交的な問題でもございせんので、もちろん外務省の方でも対策本部幹事会に出席しておられますが、その中で共同調査の可能性等につきましても検討を進めていきたいというふうに考えております。

○星川保松君 それで、海洋科学技術センターでは海底無人探査機それから潜水調査船などを持っているわけなんですね。そういう船の使用によって、例えばその投棄された現場、先ほど言いましたように千百メートルから三千七百メートルのそ

の現場までの調査は可能ですか。

○説明員(折田義彦君) 海洋科学技術センターは直接私の所管外のことでございますが、参考として申し上げれば、潜水調査船等による海底における人工物体の調査につきましては、一回の潜水調査で調査可能な範囲に限られるため、放射性廃棄物の存在する地点が極めて正確に特定されていることが必要でございせん。しかしながら、現在の情報では地点が特定されておらず、対象とする海域が広大でありますため、技術的に見て今後地点を特定することが容易ではないと見られることから、潜水調査船等による調査に着手できる状況には現段階ではございません。

いづれにいたしましても、海洋放射能調査において具体的な点のように対処するのが適切であるかについては検討を進めまして、関係省庁等と連携して的確に対応してまいらなければならないというふうに考えております。

○星川保松君 それでは、具体的にあなた方が調査をするという場合は、どういう船で、どういうところへ行つて、何を調査するんですか。

○説明員(折田義彦君) 政府の放射能対策本部幹事会で決まっておりますものにつきまして御説明申し上げます。

まず、海上保安庁の方でございせんが、海上保安庁水路部測量船「昭洋」で四月十八日から四月三十日、もちろんこれはすべて日本海でございせんが調査をいたします。それから、気象庁では海洋気象観測船「清風丸」で五月上旬から下旬、水産庁につきましては、調査船「みずほ丸」で四月十八日から四月二十七日、放医研では海洋調査船「なつしま」これは海洋科学技術センター所属でございせんが、それを用います。五月上旬より実施するということでございせん。

内容につきましては、海水あるいは海底土、そのといったものの分析調査を行うということでございます。

○星川保松君 それから固形の廃棄物、これなど決して金属製の入れ物に入れたからといって安

心できるものじゃないと思うんですよ。いいものは、アメリカの場合ですけれども、ワシントン州の砂漠の中で百八十ほどの地下タンクに四百万リットルの廃液がたまっている。ところが、八割のタンクは強度が弱く、腐食などで穴があき、土壌汚染が進行中だということなんですね。陸上中、しかも大変な水圧のもとでございせん。これだつて決して安心はできないと思うんですが、これについてはどう考えますか。

○説明員(折田義彦君) 海洋投棄された放射性廃棄物の形状、材質、そういったものにつきましまして、白書を今詳細に検討しておりますところでございますので、確定的なことは申し上げられませんが、いづれにせよ投棄の実態や海洋環境放射能調査の結果を踏まえまして、専門家からの意見も徴しつつ、当該投棄に係る環境への影響等について判断した上必要な対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

○星川保松君 そういうことで、まだ投棄された当初の段階では入れ物もそう壊れていないとすれば、引き揚げるといふ方法も可能かもしれないんですよ。それがあつた程度の時期を過ぎてしまつて腐食やなんかが進んだらもう手がつけられなくなるわけですね。だから、これはロシアの方も共同調査に必ずと言っていただいているんですから、早いところ打ち合わせをして手を打たなければ、これは何百年じやないですよ、もう何千年とその害を及ぼすということになるわけですから、その点についてもっと急いで対応してほしいと思ひますが、どうですか。

○説明員(折田義彦君) 先ほども申し上げましたように、日ロ間における共同海洋調査の可能性につきまして鋭意検討しておりますとともに、外務省の方からの話によりますと、日ロ間で必要な委員会というか、そういった共同調査のために必要な仕組みをいろいろ検討するべく外務省でいろいろ勉強しておられるというふうに聞いております。

○星川保松君 科学技術庁はもういいです。とにかくもっと急いで真剣に取り組んでください。そう言うておいてくださいよ。

それで、放射能なんという事になりますと何と云っても魚が心配になってくるわけですよ。その心理的な面においてもこれは大変大きな問題であると思うんですね。それで、やはり科学技術庁に任せておくというわけにいかないと思うんですね。水産庁の方も、特に魚についての影響というものも常時これは監視していかないとはいえませんが、どうにもならない。だんだん不安が募るといふおそれがあるわけですね。

そういうことになりますので、水産庁独自のそれへの対応をしていかなくちゃならぬと思うんですね。それにはやっぱり調査ということだろうと思ふんです。私よくわからないんですが、水産研究所には七つの各所属する研究所ごとの調査船を持っていますね。この調査船はそうした放射能の測定機器などを持っていますか。

○政府委員(川合淳二君) 調査船にはそうした測定機器は装備されておられません。したがって、今私どもが考えておられますのは、従来からやっていたわけでごさいますけれども、採取してきた土について研究所あるいは委託した研究機関で測定をするという手法でございます。

○星川保松君 それは、各検体を持ってくればその七つの研究所はそれぞれ細かい測定をする準備がありますか。

○政府委員(川合淳二君) 私どもの中央水産研究所というのがございいますが、そこで集中的にやっているところがございます。

○星川保松君 水産研究所は大体水産を分けておられますね。この水産で分けてみた場合に投棄されたところに近い水産はどこですか。

○政府委員(川合淳二君) 日本海区水産研究所、新潟市にございます研究所でございまして、今回まず最初に調査船を出すのはこの調査船でございまして、「みずは丸」という百四十トンの船で必要な採取をしようということでございます。

○星川保松君 とにかく心理的な動揺が広がりますと大変なことになるから、これは漁業者にとっても、それから魚を食べる国民にとっても大変なことになるから、ひとつ水産庁も十分気を遣って進めていただきたいということを要望しておきます。

それから、これは全漁連の資料でありますけれども、この資料によりますと、「海と森と大地を結ぼう」ということで小島さんという人の文書がこれに載っているんですね。

「海の魚介類にとって『生命のゆりかご』とも言える干潟、藻場が過去十三年間でどれだけ減少したか」ということが環境庁から発表されたことがあるんですね。私は見ておりませんが、長官は見ておられると思います。それで、この「今回の調査で藻場を大規模に失ったのは熊本、北海道、秋田、宮崎、青森、岡山県などだ」ということでもあります。「海の沿岸は林業からも、農業からも影響を受ける。森林伐採があれば、水の流量が不安定になり、川が荒れて、大地が危うくなる。そして大地、川が汚染されれば、海が傷つく。どちらにせよ、海は最終的なツケをすべてかぶる。」

それで、「いま日本中の海岸が侵食され、砂浜が消えてゆく。川という川に砂防ダムができ、砂の供給が止まったのも原因のひとつだ。鳥取県の皆生海岸では砂浜がなくなつて、地引き網漁の一部(漁業権の放棄)が消滅してしまつた。このままだと、いずれ日本列島の沿岸は防務所の塀のように消波ブロックがコンクリートの堤防で囲まれてしまつたらう。」、こういうことを書いていらっしゃるんですね。

それで、いわゆる海を守るには山から砂防のことから川の方から協力を求めていかなければ環境保全はできないわけですよ。そういうことで、おの方からの影響で海の方の海岸がどのように汚染されたりあるいは破壊されているというふうにとらえているか、まずそこからお願ひします。

○政府委員(川合淳二君) 海の環境の保全のために森林あるいは水田などの濁水防止機能というこ

とは非常に大事だと思つております。濁水防止というだけではなくて、これは非常にいい例として北海道の襟裳岬のところに、昭和二十五年ぐらゐからでございましょうか、国有林のところで木を植え始めまして、砂防林でございまして、その結果あそここの海の資源がよみがえつたという非常にいい実例がございまして、もう一方サロマのあたりでございまして、あそこあたりで漁協が木を植えるというふうな活動を具体的にやっている例がございまして、私ももうそういうことに着目いたしまして、最近「森林と魚」というパンフレットなどつくりまして、こうした関係をよく理解していただくために説明すべく私も努力しておりますし、地域によりまして森林と海との関係につきましまして、あるいは水田と海との関係などにつきましまして理解が進んでおりました、いろいろ取り組みがこれから出てくるのではないかと期待しているところでございまして。

○星川保松君 一番川上の森林ということになりますと、一番まとめて大きく持っているのは林野庁なわけですね。それから砂防をつかさどっているのは建設省だ、それからその下は建設省あるいは市町村ということなわけでありまして、けれども、それらの方々は流してやればもう目の前からなくなるわけですから、ですから海のことというのはやはり余り関心がないのではないかと、いうふうに思ふわけですよ。

したがって、山の担当にも砂防の方にも、あるいは河川の監視などをする方々にも海の実態と変化の実態というものをもちとととととと把握して、必要があると思ふんですよ。そういう努力はなさつておられるか、今後なさろうとするのか、その点お聞きしておきます。

○政府委員(川合淳二君) 先ほど申しましたように、私ももうそうした必要性を感じておりまして、こうした事実の普及広報に努めてきております。幸い林野庁と水産庁は同じ農林水産省の屋根の下にいますのでございまして、しかも先ほど申し

ました襟裳の例は国有林の方からそういう働きかけがあったということでございます。したがって、こうした事実をよく説明いたしまして、この必要性、これは最近では河川につきましても、河川の環境を守ることによつて内水面の水産物を保護培養しようという試みもいろいろな形で出てきておりますので、非常に大事なことでございまして、もちろん私どもの方がある意味では受益でもありますが、一番最終的な環境を守るべき役割の役所でもございまして、これからの国民の理解それから関係機関の理解を求めたいと思つております。

○星川保松君 そういう理解を求めるために何か協議会みたいなものでもつくつて進めていただければ幸いだと、こう思います。

時間もなくなつてしまつたが、酒田にあります山形県漁協に行きましていろいろお話を聞きまして、いろいろ困つたことがありますが、やはり若手の後継者がいないと。私の方は県立の水産学校が一つあるんですけども、その卒業生も海の方に就職しないではかた工場なんかに行つてしまふ。どういふ原因でしかうかというのを私が言いましたら、沿岸漁業の場合は、それはしけのときには出られないし、なぎになれば出漁する、だから休日祭日も何も無いんだ、そういうことが一番大きく影響しているというふうなことを言うておつたわけですよ。

このことは私は、広い意味での農業ですね、これすべてに当てはまることじゃないかと思ふんですよ。例えば稲作、畑作の場合も田んぼに病虫害がついた。しかし、その日が休みだからといってこれは放置できないんですよ。それから畜産はもちろんならう一日たりとして放置できないわけですね、えさをやらなきゃなりませんから。それから、私は養蚕のあれに育つたんですけれども、養蚕の場合はいわゆる四齢、その四つ私たちは寝ると言うんですけども、その寝たときだけが蚕は桑を食べないわけですから、そのときしか休みがとれないんですよ。

そういうふうにして生きて物を扱っているわけですから、労働時間というものをその生き物の方に合わせてやらなければならないわけですね。ですから、いわゆる新農政の中でも言うておりますように、他産業並みの労働時間というふうなことは、長きだけでは到底比較にならないんですね、これは。

そういうことからいいますと、農林水産業の場合の跡取りというのは、そういうふうな工場あたりで休むような労働時間のあり方とは違う。違うんだけれども、今度はまた、これは新農政の中にうたってありますけれども、いわゆる創意工夫を使えばそのまま自分に返ってくるという非常にやりがいのある職業だということでは、そしてまた、生き物を扱い、自然の中で働くということでは、ほかではないんだということをもっと強調して後継者を育てていかなければ、後継者は出てこないんじゃないかなというところをつくづく思ったんですが、これはひとつ大臣からお考えをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(田名部匡省君) いろんな例があると思うんですが、農家の子供たちも今は農作業を昔ほど手伝わない、漁業者も同じようなことでありますけれども、何か西の方のけさかきのうの夜のテレビですかね、ここは何か制度というのがあるって、高校を卒業すると二十五まで共同生活を一軒の家へ行ってやるんですね。それで、漁業後継者になるわけですから、見ておられますと小さいときから手伝いをしているんですね。そういうことで、それにもう専門の知識というものを若いときから持っている。インタビューを聞いておりましたら、もう生き生きとしているんですね。ですから、やっぱりそういう環境というのは大事だ。今は、学校へ行く、クラブ活動をやるというところで、余り親と一緒に農作業、漁業をやらぬという環境で育つものだから、そういうことになっていくんだらう、こう思います。

たように、私も極力そういう環境を整える。まあ、場合によってはどうしても無理なものの中にはあると思うんです。しかし、目標は立てて、それに向かって努力をしよう。我々もまたそのための、どうすれば環境整備によってできていくか、その努力を続けていくことが大事だと私は思っています。どうぞ、そうしたことでこれからもうるんなことと次々と、これにとどまることなくいろいろ御提案申し上げて、努力をしていきたい、こう考えております。

○星川保松君 終わります。

○喜屋武眞榮君 あと七年で二十世紀は終わりを告げ、二十一世紀に突入するわけでありますが、願ひて、二十世紀の人類は主として陸上に産する資源、陸上資源に頼って今日まで生き延びてきたわけですね。主としてというところに一つ重点事項があるというところを申し上げておきます。

二十一世紀に向けての人類は主として海洋資源に頼って生きていくんだと言われておりますが、私もこれには同感をするものであります。

ところで、宮澤総理は二度にわたって私の質問に答えて沖繩に行くことを一応約束しておられるんです。ところが、総理の念頭には二つの未解決の問題が絶えずのしかかっているように察せられるわけですね。その一つは御察しするに戦争マラリアの未処理の問題、二つは厚生年金の格差是正の問題、この二つが宮澤総理の念頭に絶えずのしかかっているというところを私はお察ししておりますが、まさしくこの二つの問題は戦後処理の中で未解決の問題として取り残された最も重要な問題であると思っております。

そこで、私はもう国会に籍を置いて二十年を超すわけですが、いちずに追及しておる問題点がございまして。それは何かと申し上げますと、詳しいことは申し上げませんが、あらまし申し上げると、去る戦争に向けて、沖繩戦に児童生徒がおると、これは戦争に邪魔になる、困る、いろいろな面からこれは言われておるんですが、それで九州を中心として疎開をすることになったわけなんです。その疎開児童六百名余り、父兄と合わせ千五百名前後ですね、大島沖の悪石島沖で米軍の潜水艦に直撃を受けて沈没した、悪石島沖で沈没した疎開船「対馬丸」。この「対馬丸」がいまだにその船の行方を、どの辺に沈んでおるといふことは、ずっと私の追跡によって四方所の場所を、このあたり、このあたり、このあたり、このあたりとA、B、C、Dの場所らしいということに答えておられますが、問題は、それならば、早くそのA、B、C、Dの場所のうちこれであるというところを確認して、その沈んだ疎開船の「対馬丸」を引き揚げ、遺骨もきつとあるでしょう、その遺骨をそれぞれの遺族にお返しするということにして遺族はその遺骨を受けとめて自分たちのお墓にお祭りをする。その遺族ももう百歳近くに、八十を超して、祖父、祖母になって、いわずにそのことを夢見て生き延びておるといふ状態でございます。私は、その遺族のために早く国の力でこの疎開船の「対馬丸」を突きとめて引き揚げ、そうしてそれぞれの遺骨をその遺族に返してあげるべきである。そうしない限りこの問題は終わらない。

去る戦争で沈没した船というのは、政府が調査をしまして百七十隻、約二百隻近い日本近海で沈んだ船があるということもはっきり調査でわかっているわけでありまして、この沈没船、その中に「対馬丸」という学童疎開の犠牲になった沈没船があるわけですね。

今まで私は何十回となく質問主意書やあるいは委員会においてそれを取り上げてまいりました。が、今までの政府の答えは、予算がないとか技術的にとか、いわゆる人間の潜水能力というのは三十メートルまで潜水ができるといった時代がありました。ところが、今日では三十メートルどころか、三百メートルどころか六千メートルも沈下できる日本の科学技術を持っておりまして。それからすれば、やってやろうという意思があるならばこれはもうたやすいことであると私は思っております。お金の問題にしても、そういうものにこそ国の予算を使つていかなるべきである、異存はない私は思っております。

現時点において、この沈没した学童疎開の「対馬丸」、これが今A、B、C、Dの四方所が概略調査で浮かび上がっております。まず、その一点はA、B、C、Dのどの点であるかをきっちり確認するということ、それを確認した暁にはそれを引き揚げる、このことが今回の追及の私の心であります。どうかひとつ農水大臣、そのことは私の分野じゃないと、そうはおっしゃらずに、国の責任において大臣とされてこの問題を戦後処理の一つとして自分たちの問題として受けとめてもらって、ぜひこの問題を解決の方向に、前向きに心も技術も金も結集してその実現に努力してもらいたいというところをまず農水大臣に要望いたしますが、いかがですか。

○国務大臣(田名部匡省君) 今お話しのことです。私もおもたない悲慘な事故であった、こう思っております。本当に捜索できるものなら一日も早く捜索してあげたい、こう思います。閣内でもよく私からお話し申し上げて、さらに取り組みをしていくように努力をしていきたい、こう思います。

私もマダガスカルで、日本の特殊潜水艇というんです。あれが二隻ほど沈んでおるといふのはわかってはいるわけですね。捜索したんですが、あの湾内にあることはわかっておいてもなかなか捜せなかった。考えてみますと、大体この辺でないかなと思つても広い海で捜索するというのは本当に大変だ。吹田先生が六月にまた訪れましてその一隻を何とかして捜すということをやつてい

います。

ことしが国際先住民年の初年度でもあるということもあるんですが、アラスカへ入りましただけにエスキモーの方々などともいろいろ交流したこともありますけれども、彼らが私にも言いまして、我々は食いたいときに食べたい魚を食べたいだけとるんだということを言っておりまして、これは、ある意味においては資源保護といえますか、そういう意味では大変貴重な示唆といえますかアドバイスを受けたような気がします。

それから、きのうの読売新聞を見ますと、サステナビリティーという、農林水産や地球環境分野で持続可能性ということでしょうか、そういう視点が重視されてきたという記事が出ております。平成五年度日本農学会シンポジウムでも、農林水産物の生産方法が生産物の再生産や地球環境に与える影響など、サステナビリティーをめぐるとある問題が論議された。森林、農作物、あるいは家畜、水産資源には、本来収穫したものも一定の期間を過ぎれば自然にもとに戻る再生力があり、持続的利用が可能である。これがサステナビリティーだが、大規模あるいは近代化した生産様式が地球環境にも脅威を与えつつあるというふうな記事も出ております。また、水産資源については増殖した分をとるのが基本であるというところ、これは私も全く同感だと思っております。

前段はさておきまして、今回の漁協合併に対する基本的な考え方でございますけれども、私の感触としてはどうか組織の組織による組織のためにはどうか、いわゆる漁民の漁民による漁民のための合併でなければならぬわけでございますけれども、そういう面でも漁業者の利益に結びつくものとなっているかどうか、その辺のところを長官の御意見をお伺いしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) この合併は合併のために合併するのではないということは御指摘のとおり

りだと思えます。組合員のために合併するのでなければ全く意味はないわけでございます。ただ、非常に私も苦慮しておりますのは、そうしたことが組合員あるいは役員というところに本当にどの程度理解されて、これはまことにそこが難しい言い方ではございますが、理解されているかどうかという点も私も苦慮している点でございます。

そうした事態を十分に理解してもらうべく努力することも必要だと思っておりますが、先生今御指摘のように、やはり組合員から盛り上がりつつある合併でなければならぬということはそのとおりだと思っております。

○新聞正次君 次に、農協合併などでは生じない漁協合併の問題点は何かということ。特に、農協の場合ですと面という部分でとらえらるというのかつかまえることができるわけでございますけれども、漁協の場合ですと点というふうな形になってしまふ。そういう難しさはあると思っておりますけれども、この点を何とか線にするような形、大同団結をして広域漁協となるような合併を推進する必要があるんじゃないかと思うわけでございます。その推進対策についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 漁協の場合は、農協と異なりまして、その事業自体が海に向かって外向きに動いているわけでございます。したがって、隣りの漁協あるいは近隣の漁協との関係におきましても、求心的に結びつくという要素がなかなか今まではなかったというところが一つあるかと思っております。それの一つの例として漁業権というふうなものがあるけれども、漁協の管理がある意味では競合する面もありまして、そこでの調整、あるいはこれはある意味では紛争にまでつながるというところで、隣の漁協と必ずしも仲がよくないというふうなことが農協と違う点ではないかと思っております。それに加えて、資源の状況などが直接的に経営に影響いたしまして、欠損金とか固定化負

債、その格差というふうな問題があったということがあろうかと思っております。

したがって、一つは、最近になりました漁協で一番問題になりますのは何と云っても漁協の基礎であります販売事業でございます。これは今のような先生の表現でございます点でやっていたんでは規模も小さいわけでございます。なかなか十分な販売ができません。それを線で結ぶ、あるいは面で統括しまして、ある意味での規模にいたしまして、それで販売をするというふうな要素が非常に必要になってきているんじゃないかと思っております。

そういうことを含めまして、また先ほどの問題点としての経営格差あるいは財務格差などというものがございまして、私どもは先ほど申ししております総合対策事業ということに柱にいたしまして合併の応援をしていきたいというふうに考えているわけでございます。

○新聞正次君 大変結構な考えだと思えますし、難しい問題を抱えているとは思いますが、これは漁村の活性化という意味においてもぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、私も海辺育ちでございますので、おいしい魚を食べたい。どうしてもおいしい魚を食べるには自分で釣りに行った方が早いということも釣りに出かけたわけでございますけれども、ともかくいわゆる動物たんぱく質の中で魚類たんぱく質というのは大変貴重な資源だと思います。そういう意味において、私もたまたま釣りなどに行きますと、遊漁船の組合の皆様に献金をいたしまして、クロダイの稚魚なんかを放流するために少しでもお役に立てればと思っております。これは自分がおいしい魚を食べたいせいもあるわけでございますが、献金をして放流しておるといふようなこともやっております。

その一例としていいますか、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、三重県漁連とかあるいは北海道漁連などでは、他の地域と連携をして首都圏のスーパーとかあるいは水産加工業者の方々に魚介類を安定的に供給していると聞いております。消費者のニーズが多様化している今、このように地域間の連携が非常に重要になってくると思うのでございますけれども、その推進対策の強化という意味においてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 今お触れいただきましたように、広域的な流通関係の提携あるいは消費関係の提携ということが非常に最近必要になってきていると思っております。これは漁業関係だけではなくて、例えば漁協と農協あるいは生活協同組合との関係などいろいろな形で進められてきておりますが、私どももこういうことを応援すべきだと思っております。

今、事例的に挙げられました三重県漁連につきましては、加工施設を三浦半島のところに活魚センターなどをつくって、ここを首都圏への供給基地にいたしておりますが、こうした施設につきまして助成をするというふうな制度をつくっております。また、広域流通につきまして、北海道漁連につきましてもそうした助成を行ったというふうな例を持っておりまして、こうした形で今後とも広域的に動く活動につきまして応援をしていきたいと思っております。

○新聞正次君 それから、員外理事を拡大するというところになっていくわけでございますけれども、その中に学識経験者の方なども入れてまして理事に登用していただくとか、あるいは幅広く組合員の意向を反映するために青年層、婦人層の理事登用なども求められていくと思っております。

ここに「春風と女たち」というところで、瀬戸内海に面する山口県では男女共乗り出でいらっしやる方々がかなりいらっしやる。海は男の世界じゃったからと、昔我々という方のお話で載っているわけでございますけれども、その昔我々は今地元の牟礼漁業協同組合の婦人部長を務めていらっしやる。漁を男女でしているからには、組合の活動にも積極的にいかかわらうと呼びかけている。組合側も女性の力を重視して幾つか

の改革をした、女性の発言力を高めるために組合
総会へ婦人部長と副部長が出席できるようにし
た、地域外の活動にも参加できるよう出張旅費な
どを組合が出すようになったということで、これ
は努力すればできることだと思ふんですけれど
も、そういうような面についてどのような見解を
お持ちでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 最近の、最近と申しま
すか、漁村における婦人の役割というの私は従
来からかなり大きなものがあったと思います。男
の方は船に乗って海に出るわけでございますが、
残った陸上で御婦人方が果たすべき役割というの
は、販売面あるいはその他の面でも、従来からも
あったと思いますが、最近の担い手の変化の中
あるいは社会経済的な変化の中ですます大きく
なっていると思っております。ただ、残念ながら
組合の中におきまして、例えば今お話がありました
理事に登用されている方々というのは非常に少な
いわけでございます。組合長の方が今全国で二
人おられますけれども、そんな状況でございます。

しかしながら、婦人部というのは全国組織も
できてきておりまして、横のつながりも徐々に
ございまして、横のつながりも徐々にございま
す。今般私どもが海の環境保全を進めていく
というところでマリンブル21という海と渚を
守る組織をつくったわけでございまして、この
婦人部の方々が率先してやっていたいており
まして、そういう意味で徐々にではございます
が、そういう横のつながりから漁村における婦
人の役割が高まっておりますので、こうした機
会をとらえまして、組合の運営の中にもこう
した方々の意見なり、そして意見だけではな
く、実際に役員に入ってやっていたこと、私
どもも進めていくべく系統組織にも指導して
まいりたいと思っております。

その前段階のことにもなりますが、正組合員
加入ということも非常に大事なことでござい
ます。これも進めていかなければいけないと
思っております。

○新聞正次君 二十年、農業あるいは漁業とも
に就業人口というのは三割から四割ぐらい減
つておる。特にまた六十歳以上の高齢化社会
を迎えているわけでございまして、その中で女
性が請け負う負担というのは大変なことではな
いでしょうか、まず介護の問題あるいは育児の
手助け、あるいはヘルパースystemとか地域
の実情に合った介護施設などもこれから求め
られてくるわけでございまして、これは厚生省
の管轄にもなるかもしれませんが、農水省の
方としてもぜひこれはお力添えをいただきたい
と考えております。

それから、漁業外からの新規参入の現状と、
またその実績が伸びてこない要因の分析を今
回の法改正の中ではどのように生かしてい
らっしゃるのでしょうか、御意見を伺いたい
と思っております。

○政府委員(川合淳二君) 私どもの今把握して
おります数字から申しますと、新規参入者の数
が三十三人、雇われの就業者が二十四人とい
う数字がございまして、平成二年が五十一人、
元年が六十五人という状況でございます。農
業ですと例えば平成二年で七十四人という
数字がございまして、農業者などには比べる
とやや少ないわけですので、農業などに比べ
ると、その理由は、これは農業と共通する
点があるわけでございまして、安定的な収入
が得にくいとか、あるいは先ほどもお話が
ございました休日が定期的にとれないという
ようなことがございまして、漁業特有のなか
には入りにくい業種というふうなこともある
のではないかと思っております。

いろいろ最近の入った方々の事例などを見
ますと、決して今まで関係ないところにはな
か入りにくいというところではなくて、例え
ば普通の会社員だった方が地元でついたら
あるいは地元ではなくて島に移住して漁業
についていたとか、あるいは事例がありま
すので、これは受け入れ側の方も十分開か
れた形で受け入れれば、かなりそうし
ておられます。私どももこうした人たちの
事例

などをもう少し調べて、優良事例と申しま
すか、そういうものも広く知らせていくとい
うようなことも必要かなと思つていてござ
います。

○新聞正次君 それと関連して、これはな
いでしょうか、最近レジャーブームとい
いますか、海洋レジャーというものが大
変盛んになってきている。いるのは結構な
んですが、漁業者の方との間にいろいろな
トラブルもまた発生してきているわけなん
です。漁網を切つてしまったとかあるいは
事故を起こしたりなど。こういう場合に
私の考え方として、若い人たちがそうい
うところに集まってくるという意味にお
いては、地域の活性化を図るためにむしろ
漁協などが中心となつてそういう海洋レ
ジャー産業に取り組み姿勢があつてもいい
んじゃないかなというふうな気がするん
ですけれども、その辺はどのような御見
解をお持ちでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 遊漁あるいはダイ
ビングあるいはそのほかの海洋性レクリ
エーションというところは最近非常に国民
的要請も高まっております。地域によつて
その熱度は違つておりますけれども、かな
り都市近郊の漁業協同組合などでは積極
的に取り組んでいる例は御承知のようにあ
るわけでございまして。

今後全国的にそうした広がりが出てくると思
いますので、海の利用につきましてノウ
ハウとかある種の経験を持つています
漁協でございまして、先ほど来大臣も申
上げましたように、所得あるいは就業機
会の拡大という面から考えまして、も
うこうした問題に取り組んでいくことが
非常に大事だと思つております。平成二
年の水協法改正に漁場利用事業の一つ
として遊漁船業ができるようございま
して、そうした形で漁協が取り組むとい
うことについては私どもも推進し、適
正な指導をしていかなきゃいけないとい
うふうに現在思つてるところでございま
す。

○新聞正次君 先回の参考人の方々の御意見の中
にも、そういう若い人たちが集まれば
雇不足の悩

みも解決されるというふうな話も出て
おりましたので、ぜひ積極的に取り組
んでいただきたいと思います。また
先ほど風間先生もちょっと触れていら
っしゃいましたけれども、水産高校、
水産大学あるいは大学の水産科など
にもそういうレジャー部門みたいな
ものの学科ができてきているとい
う感じがするわけでございまして。

時間が来てしまいましたので、最後
に大臣に伺いたいと思つたわけで
ございます。私の事務所の水産顧問
が二十日からまたスペインへ行つて、
ちょっとスペインのICCAT、私は
クロマグロを専門にやつていて、
ICCATのことで民間レベルで調
べさせておるわけでございまして、
日本の水産技術というのは大変世界的
にハイレベルなものを持つていて
私は思っています。

そういう面でも、技術面と資金面の
双方、特に今年度モロッコの問題も
ございまして、それらに対して国際
協力を積極的に進めていく、相手
国も利益を得るそして日本も資源
を得るという、こういう共生するとい
うことが大事ではないかと。その辺
大臣の御見解をひとつぜひお願い
いたします。

○国務大臣(田名部重省君) 私ども、何
か日本の漁業が沈滞して、何かいい
方法はないかなというときに、や
っぱり海外の協力、技術協力もあ
りますし、資金面もあつて、そうい
うことによつて一緒に漁業といふ
ものをうまくやる方法がないかと
いうことをよく考えました。

委員のお話を聞いて、技術の進歩とい
うものは日本は本当にすばらしいも
のがありまして、逆に言うところ
今日この状況になったという面
もあるんじゃないだろうか。漁法に
なつたという漁業探知機にしても、
この間船に乗つてみましたが、今
はもう考えられない機器がいっぱ
い積んであるんです。そういうこと
もあるし、流通、加工、保存の方
法、そんなものも発達して、漁業
というのは本当に変わったのだと
我々は、昔はリヤカーでイカを
朝売りに来るの

を買って食べる程度ですから、そう遠くまで持っていくて売ったというのはいないんですね。ですから、遠くに売るときには塩をびんとこうした長期保存できるものが山の方へ行つて売れた。それが今はもう日本国じゅう、ハマチでも私の方にどんどん入ってくるし、私の方のものは九州の方にも行くというほど、すばらしい世の中になったわけでありまして。それだけまたいろいろ問題を起こしてきたということはあると思うんです。

ですから、おっしゃる通りに、私もこれはこれからさらに、沿岸漁業も大事でありますけれども、そういう面でも相手国の漁業振興ということも図って、協力を通じながら、我が国の国際環境という問題もありますから、そういう面でも外国の操業機会、そういうものも確保していかなくてはならぬということ、今までも随分協力をいたしてあります。いたしておりますけれども、電気がないところでありましてなかなかということがありまして保存の施設ができなくて思うようにいかないとか、いろいろな問題を克服しながらも今日まで努力してきておりますし、これからはもうそういう意味では、輸入に依存するところもあるんでしょうから、安定的に輸入するということになると海外のそうしたこともやっていかなきゃならぬというふうに考えております。

○新聞正次君 終わります。

○委員長(吉川芳男君) 他に御発言もないようです。三案に対する質疑は終局したものと認めます。

ただいま議題となっております三案のうち、まず沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、三上君から発言を求められておりますので、これを許します。三上君。

○三上隆雄君 私は、ただいま可決されました沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、公明党・国民会議、日本共産党、民主改革連合、二院クラブの各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

近年、諸外国の二百海里水域での我が国漁船への漁獲割当数量が減少しているのみでなく、公海での漁業規制も強化されつつある。このため、水産物の安定的な供給、漁村地域の活性化等を図る観点から、我が国周辺水域を主な漁場とする沿岸漁業等を振興することが緊急の課題となっている。

一方、沿岸漁業等を取り巻く情勢は、周辺水域の資源状況が悪化し、また、沿岸漁業者等が減少・高齢化するなど、一段と厳しくなっている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 生産基盤の整備、沿岸漁業の構造改善等基本的な水産政策について、でき得る限り、中・長期的視点に立った施策の展開方向を明らかにすること。

二 沿岸漁業改善資金制度が、沿岸漁業経営の健全な発展、沿岸漁業従事者の福祉の向上等に十分な役割を果たすよう、今後とも、資金内容の充実、資金枠の確保、制度の積極的活用並びに水産業改良普及制度の充実・強化に努めること。

三 漁村の生活環境の整備が立ち遅れている現状にかんがみ、沿岸漁業従事者等の資金需要

を的確に把握し、生活改善資金が十分に活用されるようさらに検討を行うとともに、漁港等の整備と併せ行う生活環境の向上に資する事業の促進を図ること。

四 沿岸漁業への新規就業者の著しい減少に対し、処し、青年漁業者等養成確保資金の積極的な活用を図るとともに、新規就業者等の円滑な定着を支援するための施策の充実を努めること。また、漁業外からの新規就業者については、その進出が漁村社会に混乱をもたらすことのないよう十分配慮すること。

五 経営等改善資金に新たに追加される合理的な漁業生産方式の導入に必要な資金については、資源管理型漁業の推進、養殖業の振興等に資するよう制度の弾力的運用を図ること。

六 物的・人的担保制度の運用に当たっては、沿岸漁業改善資金を借り受ける沿岸漁業従事者等の意向を十分尊重するよう指導すること。右決議する。

以上でございします。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川芳男君) ただいま三上君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。よって、三上君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部臣省君) ただいまの附帯決議につきましても、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) 次に、水産業協同組合法

の一部を改正する法律案、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案並びに漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

今回の両改正案は、金融の自由化による漁協経営の危機の中で、遠洋漁業からの急速な漁場の縮小と沿岸での過密利用などによる水産資源の乱獲と枯渇、そして世界じゅうから我が国に持ち込まれる無秩序な魚介類の輸入拡大政策による漁業・漁村の荒廃、これらによってもたらされる漁協の経営基盤の弱体化を、いわば漁協の広域的な合併と事業統合、そして企業的な経営の導入などで克服しようとするものです。

こうした方向は、漁協運動の主人公は組合員であり、漁協活動は主人公である漁民の要求実現のための協同的な活動であるとの基本的な立場、また漁協の民主的な運営を後退させるものであり、賛成するわけにはいきません。

特に、一県一漁協及び一県一事業統合づくりという形で漁協の組織再編につながる広域的な合併の推進と事業譲渡の規定を新設し、さらには漁港整備などの公共事業を優先的に合併漁協に執行することは、上からの行政指導型で合併を押し進めるものと言わざるを得ません。

このことは、漁協を単なる漁業権を管理するだけの経済基盤のないものにしようとする中央集権的な再編であり、質的にも規模的にも漁協を一気に変質させ、組合員のための漁協という本来の目的から離反するものになりかねません。

また、漁協の経営管理体制に関しては、これまでの模範定款に見られるような民法に準じた総会中心の運営を、株式会社などの運営を規定する商法の準用に移して理事会中心のものに変更することや、員外理事の拡大は、漁協の事業・組

の一部を改正する法律案、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案並びに漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

今回の両改正案は、金融の自由化による漁協経営の危機の中で、遠洋漁業からの急速な漁場の縮小と沿岸での過密利用などによる水産資源の乱獲と枯渇、そして世界じゅうから我が国に持ち込まれる無秩序な魚介類の輸入拡大政策による漁業・漁村の荒廃、これらによってもたらされる漁協の経営基盤の弱体化を、いわば漁協の広域的な合併と事業統合、そして企業的な経営の導入などで克服しようとするものです。

こうした方向は、漁協運動の主人公は組合員であり、漁協活動は主人公である漁民の要求実現のための協同的な活動であるとの基本的な立場、また漁協の民主的な運営を後退させるものであり、賛成するわけにはいきません。

特に、一県一漁協及び一県一事業統合づくりという形で漁協の組織再編につながる広域的な合併の推進と事業譲渡の規定を新設し、さらには漁港整備などの公共事業を優先的に合併漁協に執行することは、上からの行政指導型で合併を押し進めるものと言わざるを得ません。

このことは、漁協を単なる漁業権を管理するだけの経済基盤のないものにしようとする中央集権的な再編であり、質的にも規模的にも漁協を一気に変質させ、組合員のための漁協という本来の目的から離反するものになりかねません。

また、漁協の経営管理体制に関しては、これまでの模範定款に見られるような民法に準じた総会中心の運営を、株式会社などの運営を規定する商法の準用に移して理事会中心のものに変更することや、員外理事の拡大は、漁協の事業・組

の一部を改正する法律案、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案並びに漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

今回の両改正案は、金融の自由化による漁協経営の危機の中で、遠洋漁業からの急速な漁場の縮小と沿岸での過密利用などによる水産資源の乱獲と枯渇、そして世界じゅうから我が国に持ち込まれる無秩序な魚介類の輸入拡大政策による漁業・漁村の荒廃、これらによってもたらされる漁協の経営基盤の弱体化を、いわば漁協の広域的な合併と事業統合、そして企業的な経営の導入などで克服しようとするものです。

こうした方向は、漁協運動の主人公は組合員であり、漁協活動は主人公である漁民の要求実現のための協同的な活動であるとの基本的な立場、また漁協の民主的な運営を後退させるものであり、賛成するわけにはいきません。

特に、一県一漁協及び一県一事業統合づくりという形で漁協の組織再編につながる広域的な合併の推進と事業譲渡の規定を新設し、さらには漁港整備などの公共事業を優先的に合併漁協に執行することは、上からの行政指導型で合併を押し進めるものと言わざるを得ません。

このことは、漁協を単なる漁業権を管理するだけの経済基盤のないものにしようとする中央集権的な再編であり、質的にも規模的にも漁協を一気に変質させ、組合員のための漁協という本来の目的から離反するものになりかねません。

また、漁協の経営管理体制に関しては、これまでの模範定款に見られるような民法に準じた総会中心の運営を、株式会社などの運営を規定する商法の準用に移して理事会中心のものに変更することや、員外理事の拡大は、漁協の事業・組

の一部を改正する法律案、漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案の両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、水産業協同組合法の一部を改正する法律案並びに漁業協同組合併助成法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行います。

今回の両改正案は、金融の自由化による漁協経営の危機の中で、遠洋漁業からの急速な漁場の縮小と沿岸での過密利用などによる水産資源の乱獲と枯渇、そして世界じゅうから我が国に持ち込まれる無秩序な魚介類の輸入拡大政策による漁業・漁村の荒廃、これらによってもたらされる漁協の経営基盤の弱体化を、いわば漁協の広域的な合併と事業統合、そして企業的な経営の導入などで克服しようとするものです。

こうした方向は、漁協運動の主人公は組合員であり、漁協活動は主人公である漁民の要求実現のための協同的な活動であるとの基本的な立場、また漁協の民主的な運営を後退させるものであり、賛成するわけにはいきません。

特に、一県一漁協及び一県一事業統合づくりという形で漁協の組織再編につながる広域的な合併の推進と事業譲渡の規定を新設し、さらには漁港整備などの公共事業を優先的に合併漁協に執行することは、上からの行政指導型で合併を押し進めるものと言わざるを得ません。

このことは、漁協を単なる漁業権を管理するだけの経済基盤のないものにしようとする中央集権的な再編であり、質的にも規模的にも漁協を一気に変質させ、組合員のための漁協という本来の目的から離反するものになりかねません。

また、漁協の経営管理体制に関しては、これまでの模範定款に見られるような民法に準じた総会中心の運営を、株式会社などの運営を規定する商法の準用に移して理事会中心のものに変更することや、員外理事の拡大は、漁協の事業・組

織全体を企業化し、それを運営面にも持ち込むものであり、賛成できません。

以上、反対の理由を述べて、討論を終わります。

○委員長(吉川芳男君) 他に御意見もないようです。すから、両案に対する討論は終局したものと認めます。

これより順次採決に入ります。

まず、水産業協同組合法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川芳男君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、菅野君から発言を求められておりますので、これを許します。菅野君。

○菅野久光君 私、ただいま可決されました水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民主改革連合、二院クラブの各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案及び漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

水産業協同組合は、水産業の振興、漁村地域の活性化等に貢献しており、その役割は、ますます重要になっている。

一方、水産業協同組合の多くは、経営規模の零細性、取扱事業量の減少、固定化債権の増加等、困難な課題を抱えている。また、水産業協

同組合を取り巻く状況は、国際的な漁業規制の強化、周辺水域の資源状況の悪化、漁業従事者の減少及び高齢化、金融自由化の進展等、厳しさを増している。

よって政府は、両法の施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 漁協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に十分配慮すること。また、合併の推進に当たっては、画一的基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。

二 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実状に対処し、漁協の経営基盤の強化促進はもとより、欠損金等の負担を軽減するための対策の推進に努めること。

三 組合の事業の譲渡に当たっては、譲渡組合の組合員をはじめとする漁協事業の利用者に不利益が生ずることのないよう、また、職員の雇用に不安が生ずることのないよう指導すること。

四 信用事業機能の拡充については、漁協信用事業の零細性にかんがみ、その能力に応じた事業が適切に実施されるよう慎重に指導すること。

五 水産資源の現状にかんがみ、資源管理規程制度の適正な運営を推進するとともに、密漁防止対策を強化し、資源管理のために遊漁者の一層の協調が得られるようさらに努力すること。また、資源管理の効果を十分に発揮させるため、外国漁船を含めた、周辺水域における広域的な資源管理体制及び漁業秩序の確立に努めること。

六 漁協による漁業自営事業の実施要件の見直しに当たっては、自営事業から組合員等が排除されることのないよう、また、適正な漁利の配分に支障が生ずることのないよう指導すること。

ること。

七 漁協経営の適切な業務執行を確保するため、本改正の趣旨の周知徹底を図り責任ある執行体制を確立するとともに、全漁連をはじめ系統組織の内部監査体制の整備充実につき指導すること。また、協同組合原則に基づく民主的な運営の確保につき適切な指導を行うこと。さらに、青年層や女性層の幅広い意向を反映した組合運営と併せ、優秀な人材を確保するため、職員の処遇の改善、人材の育成につき適切に指導すること。

八 福利厚生事業の実施に当たっては、市町村等との機能分担を明確にし、十分な連携を図るとともに、人材の育成等の実施体制の整備に必要な措置を講ずるよう努めること。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(吉川芳男君) ただいま菅野君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(吉川芳男君) 全会一致と認めます。よって、菅野君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田名部農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。田名部農林水産大臣。

○国務大臣(田名部匡吉君) ただいまの附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいりたいと存じます。

○委員長(吉川芳男君) なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉川芳男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はいよいよ散会いたします。
午後四時四十八分散会

第三号中正誤

ページ 段 行 誤 正
四 二 元 おりま 誤 正
す っ す

平成五年五月十日印刷

平成五年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C